

鳥栖・三養基西部溶融資源化センター
解体撤去工事

発注仕様書

令和6年9月

鳥栖・三養基西部環境施設組合

目 次

第1章 総 則	1
第1節 一般概要	1
第2節 工事概要	1
第3節 一般事項	2
第2章 工 事 内 容	9
第1節 概 要	9
第2節 工事範囲	12
第3節 提出図書	14
第4節 検査等	16
第5節 引き渡し	17
第6節 その他	17
第3章 解体撤去工事一般共通事項	21
第4章 ダイオキシン類のばく露防止対策	27
第1節 仮設工事	27
第2節 管理区域等の決定	29
第3節 ダイオキシン類汚染付着物除去作業	34
第5章 石綿のばく露防止対策	37
第1節 仮設工事	37
第2節 材料レベルに応じた隔離措置	38
第3節 石綿除去作業	39
第7章 解体撤去工事計画	42
第1節 解体撤去工事計画	42
第2節 仮設工	42
第3節 解体方法	42
第4節 解体撤去工事	43
第5節 解体工事の見直し	45

第 8 章	測定・分析計画	46
第 1 節	分析の精度管理	46
第 2 節	ダイオキシン類	46
第 3 節	石 綿	48
第 4 節	その他	49
第 9 章	産業廃棄物等の処理・処分計画	51
第 1 節	発生廃棄物等の処理・処分計画	51
第 2 節	発生廃棄物等の処理、処分方法	52
第 3 節	その他	53
第 10 章	その他工事	55
第 1 節	その他工事	55
第 2 節	その他特記事項	55

【別 紙】 契約設計図書作成要領

【添付資料 1】 解体撤去対象施設及び場内整備案

【添付資料 2】 排水計画平面図

【添付資料 3】 地質調査報告書（抜粋）

【添付資料 4】 工事使用可能範囲図

【添付資料 5】 用水等取り合い点位置図、環境測定位置図

【添付資料 6】 作業環境測定位置図

【添付資料 7】 アスベスト定性調査位置図

【添付資料 8】 アスベストの含有が懸念される建材等（処理棟）

【添付資料 9】 アスベスト調査結果（管理棟）（参考）

【添付資料 10】 アスベスト調査結果（飛灰積替倉庫ほか）（参考）

【添付資料 11】 消火器リスト

【添付資料 12】 仮 B M 設置位置

【添付資料 13】 水槽位置図

【添付資料 14】 フローシート・パンフレット

【添付資料 15】 建築工事竣工図・設計図（意匠・構造・機械・電気・煙突）

P D F ・ C A D データ ※

【添付資料 16】 完成図書（抜粋） P D F データ ※

【添付資料 17】 実績報告書（抜粋：事業費関係のみ（3 年分）） P D F データ ※

【添付資料 18】 設計数量（機械設備工事設計内訳書、土木建築工事設計数量内訳書）

※：添付資料 15～18 については建設当時のものであり、その後の改造等により異なる可能性もあることから、参考資料とする。

第1章 総 則

本発注仕様書（以下「本仕様書」という）は、鳥栖・三養基西部環境施設組合（以下「本組合」という。）が発注する鳥栖・三養基西部溶融資源化センター解体撤去工事（以下「本工事」という。）に適用するものとし、本工事を実施するに当たっては、本仕様書を優先するほか、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2、平成 26 年 1 月 10 日付け基 発 0110 第 1 号改正）を遵守し、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（公益社団法人日本保安用品協会）」に従って行うこととする。また、石綿の取り扱いに当たっては、「石綿障害予防規則」（平成 17 年 2 月 24 日付け厚生労働省令第 21 号、平成 26 年 11 月 28 日付け改正）を遵守し、「建築物等の解体等に係る石綿暴露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に従うこととし、安全かつ適正な解体工事を行うものとする。

なお、本工事は、環境省の「循環型社会形成推進交付金」を活用し実施するものであることから、それらにも留意しながら工事を進める必要がある。

第1節 一般概要

1 概 要

本工事は、本組合が所有する溶融資源化センターの解体撤去工事を行うものである。解体撤去工事においては、ダイオキシン類等が周囲に飛散しないように対策を講じるほか、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」等並びに関係諸法令・諸規則等を遵守して施工するものとする。

2 工事名

鳥栖・三養基西部溶融資源化センター解体撤去工事

3 工事場所

佐賀県三養基郡みやき町大字簗原 4372 番地

4 工 期

組合議会の議決を得た日の翌日から令和 8 年 12 月 28 日

※令和 6 年度も出来高支払いを予定していることから早急に現場着手のこと。

第2節 工事概要

解体対象施設は、管理棟・スラグヤード棟・車庫棟を除く溶融資源化センター（66 t /日×2 炉＝132 t /日、平成 16 年 4 月供用開始、令和 5 年 11 月末休止）である。（場内整備等については添付資料等を参照のこと。）

解体対象設備の機器内部には灰等が付着・堆積しており、これら付着・堆積物の除去、飛散防止及び除去した付着物の処理・処分を適切に行い、安全に注意して解体すること。

また、周囲に解体対象物の埃などが飛散しないよう養生対策を適切に実施し、周囲環境に十分配慮して解体工事を行う。

第3節 一般事項

1 基本事項

本仕様書で記載された事項は、基本的内容について定めたものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。

本仕様書に明記されていない事項であっても、施工上又は性質上、当然必要と思われるもの、労働基準監督署の指導、地元住民の要望等については、全て請負者の負担と責任において補足・完備させなければならない。また、「参考」と記載している図表、設計書等に関しても同様である。この場合、変更・追加による請負額の増額変更は行わない。なお、本仕様書に記載がされていない工法であっても、本仕様書の意図を十分に反映し、同等以上の工法がある場合は、本組合と協議し承諾を得た上で採用することを妨げるものではない。（性能発注）

2 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、本組合と協議の上、本組合の指示に従うこと。ただし、本仕様書に明示されていない事項であっても工事の施工上当然必要なものは、本組合の指示に従い請負者の負担と責任で施工するものとする。この場合、工事費の増額は行わない。また、本工事で、施工中または完成した部分であっても、「契約不適合」が生じた場合は、請負者の責任において施工しなければならない。

3 法令、条例、規則等の遵守及び手続きの代行

請負者は、工事の施工にあたり関係ある法令、条例、規則等を遵守し、必要な届出や手続き等を遅滞なく代行し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。また、本組合が行う官公署への申請等に全面的に協力し、本組合の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、本手続等に関する費用については全て請負者の負担とする。

4 工事費内訳書の作成

工事費内訳書を作成する。なお、内訳書の作成に当たっては、書式や項目等について本組合の承諾を得ること。

5 変更

原則として本仕様書の変更は認めないものとする。ただし、本組合の指示等により変更する場合はこの限りでない。なお、施工計画の作成及び本工事の実施にあたって変更の必要が生じた場合は、本組合と協議の結果、請負者の負担によって変更することができるものとする。

6 契約不適合（瑕疵担保）責任

本工事起因の地盤沈下、汚染等により、不都合が生じた場合は、全て請負者の負担において、これを改善しなければならない。

7 作業日及び作業時間

工事の作業日は原則として平日のみとし、休日等に作業する必要がある場合は本組合と協議し承諾を得ることとする。また、重機による作業時間は原則として午前9時～午後5時までとする。

なお、中断が困難な作業、重機の搬出入等をやむを得ない作業は、事前に本組合の承諾を得て作業することができる。

8 住民説明会

本組合が開催する住民説明会等に参加し、施工方法、工程及び環境調査等について、資料の作成及び説明を行うこと。また、本組合の指示により、工事状況の資料を作成すること。

9 現場代理人等

- 1) 工事現場に係る現場代理人及び主任（監理）技術者については、工事の管理運営に必要な知識と経験及び資格を有するものを配置すること。
- 2) 現場代理人は、法規等を遵守し、遺漏なく現場の管理を行うこと。
- 3) 現場代理人は、工事現場で工事担当技術者、下請者等が工事関係者であることを着衣、記章等で明瞭に識別できるよう処置する。現場代理人は、工事現場において常に清掃及び材料、工具その他の整理を実施させる。また、火災、盗難その他災害事故の予防対策について万全を期しその対策を本組合に報告する。
- 4) 資材置場・搬入搬出路・仮設事務所などの設置・管理等については本組合と十分協議の上計画し、実施すること。また、安全に配慮して厳重な管理を行うものとする。
- 5) 「建設業法（昭和24年法律第100号）」に基づき、本工事に必要となる主任（監理）技術者を配置すること。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づく、解体工事に係る技術管理者を配置すること。
- 6) ダイオキシン類除去工事の技術者として、ダイオキシン類除染工事の計画から管理区域解除までの期間、国又は地方公共団体等が発注する「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日付け基発第401号の2、平成26年1月10日付け改正）」に基づく、廃棄物焼却施設の解体工事の経験や知識等を有するものが定例会議、打ち合せ及び立会等に参加すること。また、石綿含有材料等の解体にあたっては、石綿含有材料等の処理処分の経験や知識等を有するものが定例会議、打ち合せ及び立会等に参加すること。いずれも元請企業からの配置を原則とするが、下請企業からの配置とする場合は経験を有する者とし、事前に組合の承諾を得ること。

10 廃棄物の処分

工事により発生する廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき適正に処理し、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないように、請負者の責任において行うこと。なお、発生する廃棄物の処分先については、あらかじめ本組合の承諾を受けるものとする。

場外処分を行った場合には、搬出先の受入証明書並びに廃棄物処理管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

11 建設資源

工事から発生する対象物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき適正に再資源化すること。また、必要となる届出等についても遅滞なく作成し、あらかじめ本組合の承諾を受けるものとする。

12 検査、点検及び分析等

1) 本組合は、工事施工等に際し、工事等に使用する機械器具材料のうち特に必要と認めたものは、製作工場等において、立会検査及び試験を行う。請負者は、その試験成績表を提出すること。

2) 工事範囲と定められた箇所で、本組合が施工後容易に点検できない箇所は、その施工過程において本組合の立会を求めなければならない。ただし、やむを得ない場合は、写真や動画等をもって代行することができる。その場合は事前に本組合の承諾を得るものとする。

3) 本仕様書で特記のない限り、分析、試験は請負者の負担と責任で行うものとする。ただし、対象試料等の採取、取り外し及び工事場所での試験には、本組合の立会を求めなければならない。分析は公的資格を有する第三者機関によるものとし、本組合の承諾を受けるものとする。

13 撤去しない構造物等の損傷部分の補修

請負者は、工事等の施工に際し、本組合の撤去しない構造物及び財産等を損傷や破損しないよう十分に注意して施工すること。もし、損傷や破損させた場合は、速やかに本組合に報告するとともに、本組合の指示に従い復旧すること。

14 工事中における周辺環境保全及び事故防止

工事中において、周辺道路、民家、田畑等へのほこり土砂等の飛散、流出に注意するとともに定期的に道路及びその周辺の清掃を行うなど周辺環境の保全、美化並びに工事に伴う事故の防止に十分配慮すること。

また、工事車両、建設機械及び廃棄物運搬車両が工事現場から退場する際には、車輪に付着した土や粉じんを洗浄、除去すること。

15 工事記録写真

請負者は、工事完成検査までに、工事記録写真を1部作成し本組合に提出する。ま

た、工事進捗写真として工事現場全景（２点）を撮影すること。なお、撮影頻度は監督員の指示によるものとする。

16 工事期間中に発生する濁水の流出防止

工事期間中に発生する濁水は、周辺環境に影響を与えないように排水すること。

（汚染物除去により発生する排水は本項の規定には含まず、それらの処理・処分は、「第９章 第２節 発生廃棄物等の処理、処分方法」によること。）

17 その他

- 1) 請負者が本仕様書の定めを守らずに生じた事故は、たとえ検査終了後であったとしても請負者の負担と責任において処理しなければならない。
- 2) 工事の工程上または施工上において、周辺住民の通行等に支障が生じないよう本組合と協議のうえ必要な処置を講じること。
- 3) 周辺通行道路や家屋において、工事に起因する影響が認められた場合には、請負者の負担と責任において対応すること。また、必要に応じ事前（工事着手前）に本工事において影響が考えられる周辺道路、家屋、振動及び騒音等の調査を実施すること。調査にあたっては、「工事に伴う環境調査要領」を提出し、本組合と協議し実施すること。

18 安全衛生管理

請負者は、「労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）」その他関連法規の定めるところにより、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害防止に努めなければならない。なお、これに伴う費用については請負者の負担とする。

19 安全管理

- 1) 作業に適した衣服を着用し、特別な場合のほか、保安帽、手袋、墜落制止用器具は必ず着用し、安全作業に徹すること。
- 2) 火気を使用する場合、あらかじめ「防火管理に係わる作業計画書」を本組合に提出し、承諾を受けるものとする。また、実際の火気の使用にあたっては、周囲の状況をよく把握し、火気飛散による災害の防止に注意すること。
- 3) 工事に使用するために危険物を持ち込む場合は、あらかじめ本組合と搬入方法、貯蔵方法を協議し承諾を受けるものとする。
- 4) 低所にあっても、作業中に転落のおそれがあるときは、確実な足場組を行い安全器具等にて転落防止に対処し、無理な作業は絶対に避けること。
- 5) 高所作業に際しては、常に足場の確保を行うと共に安全ネットを貼るなど適切な防止を施し、如何なる転落事故も発生させないように注意すること。荷上用に用いるウインチまたはゴンドラ等は十分に点検整備されたものを使用すること。荷上時の玉掛けは確実にし、荷上途中からの機材落下等のないようにすること。また、作業に際しては、危険防止上適正な防具、工具、機材を使用し、なおかつ、下部区域の状況を把握し、機材の落下、切断の火花の落下等に注意しながら作業すること。
- 6) 足場用機材及び架設方法は、施工する作業に適した確実なものとする。

- 7) 作業目的にあわせ、適正な機械、工具を使用すること。なお、本工事で使用する機械や器具等については、全て請負者が確認し、確認した書類等を保管、管理すること。
- 8) 電気溶断器には、必ず感電防止器を取り付けて使用すること。ガス切断器を使用する際は、各ボンベの取り扱いについては注意を払い、減圧弁、ホース等は正しい状態で使用すること。故障のある機材の使用は認めない。また、作業終了後及び休止時間中は必ずボンベ、元バルブを閉止すること。
- 9) 電気工具、投光器、電気機械器具は、十分に整備されたものを使用すること。また、小容量の電気機器にも、必ず漏電防止器を使用すること。
- 10) タンク内部、地下部分、トレンチ等空気の流入の少ない場所、またはガス発生のおそれがある場所で作業する際は、「酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 30 日付け労働省令第 42 号）」を遵守して作業を行うこと。

20 熱中症対策

1) 作業環境管理

- (1) 発熱体と高温環境下での作業場所（以下単に「作業場所」という。）の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。屋外作業においてはできるだけ直射日光を遮ることができる簡易な屋根等を設けること。
- (2) 作業場所に適度な通風や冷房を補うための設備を設けること。また、作業中は、適宜、散水等を行うこと。
- (3) 作業場所に氷、冷たいおしぼり、作業場所の近隣に水風呂やシャワー等、体を適度に冷やすことのできる物品、設備等を設けること。
- (4) 作業場所の近隣に冷房室や日陰などの涼しい休憩場所を設けること。休憩場所は臥床することができる広さを確保すること。
- (5) 作業場所で、水分や塩分が容易に補給できるようにすること。
- (6) 作業場所に温度計や湿度計を設置し、作業中の温湿度の変化に留意すること。

2) 作業管理

- (1) 気温条件、作業内容、労働者の健康状態等を考慮して、作業休止時間や休憩時間の確保に努めること。特に人力による掘削作業等エネルギー消費量の多い作業や連続作業は、できるだけ少なくすること。
- (2) 熱を吸収、保熱しやすい服装は避け、吸湿性、通気性の良い服装にすること。

3) 健康管理

- (1) 直近の健康診断等の結果に基づき、適切な健康管理、適正配置等を行うこと。
- (2) 必要に応じ睡眠時間、栄養指導等日常の健康管理指導や健康相談を行うこと。
- (3) 作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。また、あらかじめ作業場所を確認しておき、作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなど、労働者の健康状態を確認すること。複数作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するようにさせること。

(4) 労働者に対し、水分や塩分の補給等必要な指導を行うこと。

4) 労働衛生教育

高温環境下における作業を行う際には、作業を管理する者及び作業者に対し、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- (1) 熱中症の症状
- (2) 熱中症の予防方法
- (3) 緊急時の救急措置
- (4) 熱中症の事例

5) 救急措置

- (1) 緊急連絡網をあらかじめ作成し、関係者に周知すること。また、病院、診療所等の所在地、連絡先を把握しておくこと。
- (2) 少しでも熱中症の症状が見られた場合は、救急措置として涼しいところで身体を冷やし、水分及び塩分の補給を行うこと。また、必要に応じ医師の手当てを受けさせること。

21 事故報告書

工事施工中に事故があったときには、速やかに適正な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等を本組合に速やかに報告しなければならない。

22 交通及び保安上の措置

請負者は、工事施工中に交通の妨害となる行為、または、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう交通及び保安上の措置を行い注意すること。

23 仮設電力及び用水

現場における作業及び検査に必要な電力、用水等については全て請負者の負担において準備すること。また、詰所、材料置場及び機械の設置場所を設けようとする場合は、本組合の指示に従い仮設計画書を提出し承諾を受けること。

24 免許、資格等

免許、資格を必要とする作業を行う場合、請負者は、前もって免許資格証明の写しを本組合に提出すること。

25 後片付け

請負者は、工事完成後は仮設物の取り払い、残材持ち出しなどの後片付けを、速やかに、かつ完全に行うこと。

26 養 生

既設構造物等（解体対象外の施設等）を汚損、損傷または破損させるおそれがある場合は、適切な材料で養生を行うこと。

第2章 工事内容

第1節 概要

1 一般概要

本工事は、溶融資源化センター（管理棟、スラグヤード棟、車庫棟を除く）の解体撤去工事等を行うものである。解体撤去工事に関しては、ダイオキシン類及び石綿の除去作業を実施した後、解体及び解体に伴い発生する廃棄物の処理・処分を行い、撤去後の整地までを行うものである。なお、請負者にて実施する PCB 含有調査において低濃度 PCB 汚染物が確認された場合は、本組合と収集・運搬・処分について協議し決定することとする。

本工事は請負契約書、仕様書及び関係法令により施工しなければならない。

また、本解体工事に伴うダイオキシン類の除去作業については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年 4 月厚生労働省基発第 401 号）を遵守し、また、石綿の除去作業については、「石綿障害予防規則」を遵守して行い、本仕様書及び所轄官庁の協議内容を網羅した上で遂行するものとする。

また、工事に伴い発生する廃棄物は、必要な措置を定め適正に処理することとし、工事全体として、周辺住民の健康の保護と生活環境の保全を図るものでなければならない。

2 工事範囲

次頁以降に示す図を参照のこと。

3 解体施設概要

1) 施設名称

鳥栖・三養基西部溶融資源化センター（管理棟、スラグヤード棟、車庫棟を除く。）

2) 敷地面積等

敷地面積：18,368 m²

延床面積：処理棟 8,626.43 m²、渡り廊下 27.58 m²、小屋 7.20 m²ほか

3) 施設概要（稼働年月日：平成 16 年 4 月、休止年月日：令和 5 年 11 月末日）

(1) 処理方式：シャフト炉型ガス化溶融炉方式

(2) 処理能力：66 t /24hr×2 炉

(3) 設備方式：

受入供給設備	ピット&クレーン方式
溶融炉設備	シャフト炉型
溶融物処理設備	水砕方式
燃焼ガス冷却設備	水噴霧方式
排ガス処理設備	消石灰＋ろ過式集じん器＋脱硫＋脱硝

余熱利用設備 蒸気＋発電方式

(4) 建屋構造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

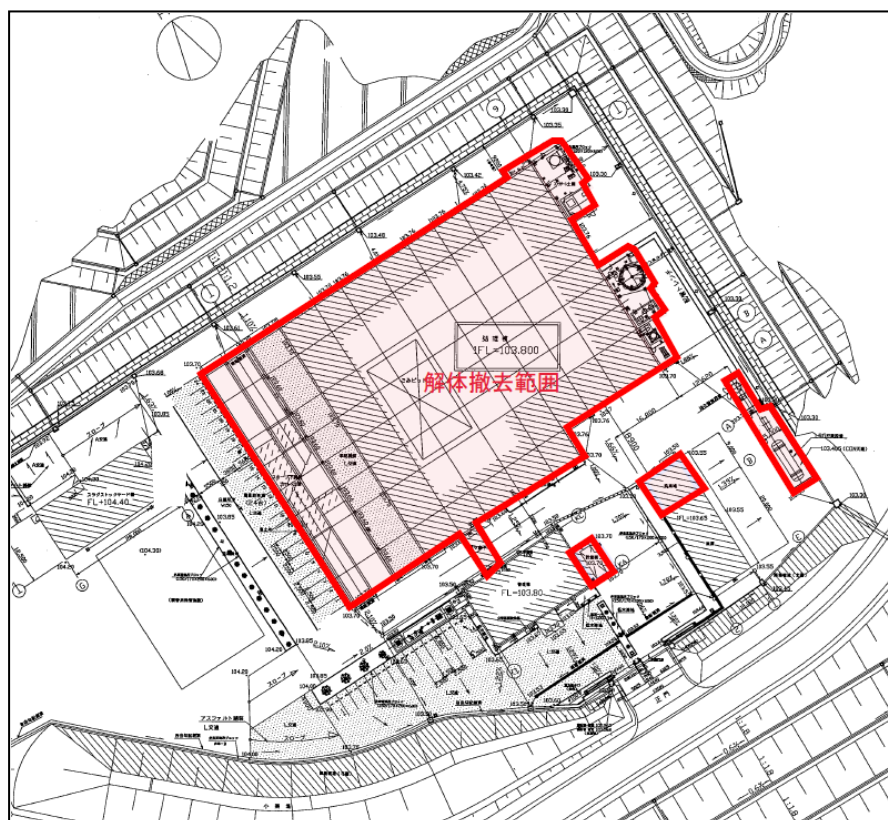
4) 受入廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）

可燃ごみ及びリサイクルプラザ等からの選別残渣

5) 休止年月日：令和5年11月末



【位置図】



【施設配置図】

※解体対象範囲は図示している範囲（赤で囲んだ範囲）とするが、詳細は添付資料に示す。

【鳥栖・三養基西部溶融資源化センター 施設写真】



全 景



航空写真【©NTT インフラネット】

第2節 工事範囲

1 工事範囲

ダイオキシン類及び石綿ばく露防止対策、付着物除去工事、解体撤去工事、跡地整備工事の範囲は、次に示す施設及び設備の範囲とする。また、実施設計図書（施工計画書、要領書他）を含み、第3節に示す提出図書の作成も含むものとする。

なお、各施設の地下部については基礎杭を除き、すべて撤去することとするが、地下構造物の撤去に当たっては鋼矢板工法等掘削範囲を最小限とするよう計画すること（地質調査結果は添付資料を参照のこと）。

ただし、解体に当たって周辺の法面や擁壁等に影響が生じないと判断される場合はその限りではない。

1) 溶融資源化センター（管理棟、スラグヤード棟、車庫棟を除く。解体対象範囲図参照。）

(1) 密閉養生工事

(2) プラント設備内外仮設工事

① 付着物除去用足場組立

② 土間養生

③ 仮設資材運搬

(3) セキュリティ設備設置工事

(4) 機材設置工事（消耗品含む）

(5) 保護具資材及び消耗品

(6) 残灰等処理・処分工事

(7) 汚染物除去工事

(8) 汚染廃水処理工事

(9) 解体撤去事前工事

① 配管類縁切り作業（足場設置含む）

② 石綿撤去工事

③ その他必要な工事

(10) 解体工事

① 設備機器（プラント設備、電気・計装設備他）

② 建屋

③ その他

(11) 廃棄物処理（付着物除去廃水及び汚泥処理含む）

① コンクリートガラ

② 石綿

③ がれき

④ ガラス

⑤ 耐火物・煉瓦

⑥ その他

(12) 建屋内の全ての保管物等の処理・処分

(13) その他必要と思われる工事

2) ダイオキシン類等環境測定調査

(1) 除去前

(2) 除去中

(3) 除去後

(4) 解体工事中

(5) 工事完了後

3) 解体跡地整備工事等

(1) 場内埋戻し及び整地工事

(2) 管理棟開口部（渡り廊下撤去後の開口）塞ぎ工事

(3) 測量調査（平板測量、縦横断測量、残置基礎杭座標及び位置）

(4) その他必要と思われる工事

2 関係法令等の遵守

工事にあたっては、次の関係法令等を遵守する。また、「建設業退職金共済制度」及び「建設労災補償共済制度」の運用は請負者の負担と責任において行う。

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- ・ 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（社団法人 日本保安用品協会発行）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定製品に係るフロン液の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
- ・ 建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿暴露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 土壤汚染対策法（第4条の届出済、特に指導等無し。）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 佐賀県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- ・ 循環型社会形成推進基本法
- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法

- ・ 佐賀県土木工事共通仕様書
- ・ 建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別処置法
- ・ 特定化学物質障害予防規則
- ・ 排気ガス対策型建設機械指定要綱
- ・ その他関係する法令規制基準等

3 工事施工計画及び要領書

解体撤去工事に係る工事施工計画及び要領書は、本仕様書に基づき作成のこと。本仕様書に記載なき場合は、関係法令、「各工事標準仕様書」（最新版）の関係する工事仕様に従い行うこと。

第3節 提出図書

契約後下記の書類を速やかに提出すること。施工に当たっては、施工計画及び要領書を本組合に提出し承諾を得た上で施工することを基本とする。また、本工事は、所轄官庁等への届出及び許認可等の必要がある場合、協議及び図書作成については全て請負者の責任及び負担にて行うこと。

1 契約後提出書類

1) 契約設計図書

組合議会の議決を得た日の翌日から、2週間以内に契約設計図書（別紙に示す内容）を提出すること。

2) 契約・保険・保証等

- ① 建設リサイクル法説明書
- ② 契約の保証（証明書）は契約保証金の納付を原則とするが、下記のいずれかの書類と代えることができる
 - ・ 公共工事履行保証証券による保証
 - ・ 履行保証保険証券契約の締結

③ 工事等着工届

④ 工程表

⑤ 請求書（部分前払い、既成部分検査及び工事完了後）

3) 現場代理人等届出書

- ① 現場代理人等届出書
- ② 技術者取得資格証明書の写し
- ③ 実務経歴書
- ④ 監理技術者資格者証の写し
- ⑤ 雇用関係の確認資料（健康保険証の写し等）

4) 下請予定届出書

5) 下請承認・下請通知書

- ① 下請契約書、請書、注文書の写し
- ② 施工体制台帳
- ③ 施工体系図
- ④ その他必要な書類

6) 完成届

2 工事完成図書

1) 竣工写真

2) 施工状況写真

- ① 工事着手前
- ② 施工中
- ③ 安全管理写真（各種標識・保安施設の設置状況）

3) 工程表

- ① 工程表（当初、変更、実施）
- ② 工事履行報告書

4) 施工計画書（当初、変更時）

（1）解体工事及び跡地整備工事に伴う総合計画書

- ① 工事概要
- ② 組織・体制表
- ③ 安全衛生管理計画及び体制
- ④ 工事工程
- ⑤ 仮設・準備工事施工計画（施設養生計画、粉じん飛散防止計画を含む）
- ⑥ 付着物除去工事計画（石綿等除去工事計画を含む）
- ⑦ 解体工事計画
- ⑧ 管理棟開口部塞ぎ工
- ⑨ 整地工事計画

（2）仮設工事施工計画書

（3）付着物除去工事施工計画書

（4）解体工事施工計画書

（5）環境調査計画書

（6）その他各種計画書

（7）工事費内訳書（数量計算及び図面を含む。）

（8）その他本組合が指示する書類

5) 工事实績データ

- ① 工事实績データ（写し）
- ② 工事カルテ受領書（写し）

6) 施工体制台帳

- ① 施工体制台帳の写し
- ② 施工体系図の写し

- 7) 再資源化等報告書
 - ① 再生資源利用計画書、実施書
 - ② 再生資源利用促進計画書、実施書
 - ③ 再資源化等報告書
- 8) 産業廃棄物処理計画書
 - ① 産業廃棄物処理委託契約書（写し）
 - ② 処理業者の許可証（写し）
 - ③ 積換・保管施設、中間処理施設、最終処分場までの運搬経路地図、写真
- 9) 出来形管理
 - ① 出来形管理資料
 - ② 出来形管理写真
- 10) 工事打合簿
- 11) 使用材料の承諾
- 12) 機器材搬入検査願
 - ① 機器材搬入検査願
 - ② 使用材料写真（使用材料の形状、検査実施状況）
- 13) 品質管理
 - ① 品質管理資料
 - ② 品質管理写真（試験実施中等）
- 14) 安全管理
 - ① 交通整理員勤務実績調査票
 - ② 雇用実績が証明できる資料
 - ③ 安全管理写真（交通整理状況）
 - ④ 工事事務報告書
 - ⑤ 安全教育実施報告書（ダイオキシン類、石綿、低濃度 PCB）
 - ⑥ 安全訓練等実施報告書
 - ⑦ 安全管理写真（安全訓練実施状況資料）
- 15) 建設業退職金共済制度
 - ① 建設業退職金共済証紙貼付報告書
 - ② 掛金収納書
- 16) 火災保険・建設工事保険等（一括有期事業開始届）
- 17) 環境対策
- 18) その他本組合が指示するもの

3 所轄官庁に提出すべき届出書類（交付金関係資料及び起債関係資料含む）

第4節 検査等

工事中の検査等は次のとおりとする。

1 立会検査

1) 施工の立会

工事の進捗状況に応じて、工程の区切りごとに最適な時期に本組合の立会検査を行うものとする。立会検査の日程については、段階確認書を提出するとともに、本組合の指示により決定する。本組合の立会検査時に必要な資材、機材等は請負者の負担とする。

なお、立会検査は下記の項目について実施するものとする。

- ① 石綿飛散防止養生、除去完了
- ② ダイオキシン類密閉養生、除去完了
- ③ 水処理施設設置状況
- ④ 内部設備解体撤去完了
- ⑤ 地下構造物撤去時の土留（必要に応じて）
- ⑥ 建屋解体完了
- ⑦ 地下構造物（基礎杭除く）撤去状況、撤去完了
- ⑧ 埋戻し作業、完了
- ⑨ 各種産廃処分
- ⑩ 各種環境測定、サンプリング時
- ⑪ 各年度出来高検査
- ⑫ その他

2) 検査の方法

検査に際しては、事前に段階確認書及び事前検査報告書等を提出し、本組合の承諾を得たうえで実施すること。

3) 試験

本組合が使用機材等の試験が必要と認める場合は、検査に準じて試験を行うこと。

2 工事完成検査

工事完成検査は、現場代理人等が立会の上検査を受けるものとする。

請負者は、検査のために必要な資料の提出及び処置につき検査員の指示に従わなければならない。

第5節 引き渡し

工事の完成は、本仕様書記載内容の工事を全て終了し、ダイオキシン類濃度分析結果等の報告書類等の完成図書が完備した上で、「第4節 2 工事完成検査」を終了し、指摘事項のない状況となった時点とする。

第6節 その他

1 特許権等の調査について

特殊な施工方法に関しては、特許権等について事前に十分調査し問題のない方法を

採用すること。

2 工事用地等

- 1) 工事用地及び工事の施工に伴い提供を受けた土地等は、適切に管理し当該工事の施工以外に使用してはならない（工事使用可能範囲は添付資料を参照のこと）。
- 2) リサイクルプラザや他工事の関連車両及び作業員等の妨げとならないように、車両通行動線の確保及び安全の確保を行うこと。
- 3) 工事用地内の適切な場所に、本組合の承諾を得て資材置き場、廃棄物の一時保管場所、有価物集積場、コンクリートガラ集積場を設ける。

3 施 工

施工にあたっては関係法令を遵守し、解体処分の適正化を図ると共に本仕様書記載事項等に留意すること。また、工事施工計画書を事前に提出し本組合の承諾を受けるものとする。

4 周辺対策

- 1) ダイオキシシン類安全対策関係法令、石綿安全対策関係法令、公害防止関係法令、諸規則等を遵守し、周辺環境保全に十分配慮すること。
- 2) 発生材及び資機材等の搬出入による交通渋滞や事故が発生しないように配慮すること。また、道路の汚れ防止のため出入り口に泥落装置を設置など配慮すること。
- 3) 粉じんが飛散しないように十分な対策（目張りシート、防音パネル等）を講じること。なお、粉じん対策設備の設置期間は、原則として付着物の除去作業に入る前から解体工事完了までとするが、別途異なる方法で粉じん対策を講じる場合は組合と協議の上、承諾を得ること。

5 災害防止

工事中の危険防止対策を十分に行い、また労働者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めること。

- 1) 工事は、ダイオキシシン類除去、石綿除去等の特殊工事が含まれていることから、工事中の危険防止対策を十分に行い、作業員の安全教育を徹底し、労働災害のないように努めるとともに、関係者以外の立入を禁止すること。
- 2) 仮囲い、出入り口ゲート、仮設の照明、換気集じん等危険防止設備を施し、災害の防止に努めること。
- 3) 請負者は、作業員の健康管理について、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施するとともに「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシシン類ばく露防止対策要綱」、「石綿障害予防規則」等により適切に行うこと。
- 4) 地下部の構造物を撤去する際は、法面崩壊等が発生しないよう、対策を講じること。

6 復 旧

他の設備・既存物件等の破損・汚染防止に努め、万一請負者の責により損傷・汚染

が生じた場合には請負者の責任及び負担で速やかに復旧すること。

なお、工事用車両の通行等により近隣の民家・施設・道路等に損傷または汚染等が発生した場合も、請負者の責任及び負担で速やかに復旧等の処置を行うものとする。

7 仮設用水、仮設電気等

工事に必要な仮設用水、仮設電気等は全て請負者の責任及び負担において確保することとし、仕様等については施工計画書を作成し本組合の承諾を受けるものとする。なお、現在、本施設は電気、水道とも休止している状況であることから、現場に引き込む場合は事前に本組合や関係機関と協議し、メータの取り付け等も含めて全ての料金を負担すること。（用水等の引込位置等は、添付資料参照のこと。）

8 施工業者の届出等

各工事の下請人の指導監督等は請負者の責任とする。なお、下記の書類を提出すること。

- 1) 下請通知書
- 2) 作業員名簿
- 3) 緊急連絡先
- 4) 労災関係届
- 5) 作業に関する資格の写し
- 6) その他必要なもの

9 現場事務所

- 1) 関係法令に準拠した現場事務所を設置する。
- 2) 現場事務所内には、請負者の負担で本組合の管理者及び施工監理用（5名程度の執務空間）の仮設事務所を設置すること。また、各事務所には、給排水衛生設備（冷暖房機器、厨房器具等）、電気設備及びインターネットが利用できる設備のほか、ロッカー、事務机、白板、長机、書棚、作業用保護具（ヘルメット、長靴、安全帯）、冷蔵庫など必要な備品、執務に必要な図書、事務機器（コピー機等を含む）及び消耗品を用意すること。
- 3) 現場事務所内には工程会議が可能な会議室（15名程度）も設置すること。
- 4) 給排水設備、空調設備、電気設備及び工事用電話、コピー機（FAX付き）を設け、光熱水費、電話料金等は、全て請負者の負担とする。また、執務に必要な図書、事務機器、什器類、消耗品についても全て請負者の負担とする。

※解体対象施設を現場事務所として活用する場合（使用する場合はインフラ整備が必要、浄化槽は撤去済）は、活用する施設の解体時期等を記した工程や活用方法・内容等を記した資料等を作成の上、事前に本組合と協議すること。また、解体対象外施設を活用することも可とするが、活用する場合は活用方法・内容、復旧等を記した資料等を作成の上、事前に本組合と協議すること。

10 資格を必要とする作業

資格を必要とする作業は、本組合に資格者の証明の写しを提出する。また、各資格を有する者が施工しなければならない。

11 施工体系図等

- 1) 請負者は、建設業法に規定する施工体系図を作成するものとし、工事現場の見やすい場所に掲示する。また、その状況を本組合に報告する。
- 2) 請負者は、建設業法に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、本組合に提出すること。

12 工事实績情報の登録

工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」の作成及び登録を行うものとする。

請負者は、「工事カルテ」を本組合に提出、承諾を受けた後、登録する。登録後は、速やかに発行された「工事カルテ受領書」の写しを本組合に提出すること。

13 工程管理

請負者は、工事着工前に全体工程表、解体中には週間工程表（当該週を含めて前後1週間分の3週間分とする。）及び月間工程表（当該月を含めて前後1ヶ月分の3ヶ月分とする。）を提出し、本組合の承諾を受けるとともに、工程の完全な遂行を図らなければならない。実施工程に変更が生じた場合には、変更実施工程表を本組合に提出して承諾を受けること。

また、月間工程表には、当月の安全教育実施内容やパトロール計画等を記載すること。災害その他の事情により工事が遅延した時は、その理由、程度等を本組合に報告し、工程計画の修正を行うとともに、進捗度の回復に努めること。

14 履行報告

請負者は、毎月、月初めに本工事の履行状況を報告としてとりまとめ、本組合に提出すること。

第3章 解体撤去工事一般共通事項

1 施工方針

本施設の解体撤去工事に関しては特に、ダイオキシン類及び石綿に係る作業員への暴露や周辺環境への汚染拡散がないよう万全の措置を講ずると共に、「第2章 第2節 2」に記載の関係法令、規則、諸通達等を遵守し、これらの内容に沿って安全に、かつ、適正に汚染物の除去を含む本施設及び関連施設等を解体・撤去する。

2 施工上の注意事項

- 1) 着工に先立ち、解体工事総合計画書及び各種施工計画書（仮設計画書含む）を作成し、全体工程、工事体制、解体方法、廃棄物の積込、運搬、処理、処分方法を詳細に記述し、本組合の承諾を受け施工を行うこと。
- 2) 解体撤去工事を行う際は、所轄官庁へ必要な工事計画書及び届出書の提出を行う。
なお、工事計画の作成に際しては詳細の検討を行ない、所轄労働基準監督署と早急に協議したうえで、工事計画を確定すること。
- 3) 工事計画書の作成と平行して、受注後、ただちに安全管理体制及び協議組織を確立すること。

3 解体作業において講ずべき措置

1) 周辺環境の保全

除去作業、解体作業を行うにあたって、請負者は、特に周辺環境の保全に努めるものとし、周辺部へのダイオキシン類及び石綿粉塵等の飛散がないよう、設計図面上に指定された建屋、設備の場所の足場組立て、養生シートを施し密閉化し、建屋内部を負圧に保てるような十分な対策を講じるなど、そのために必要な環境保全措置を施す。

2) 仮囲いの設置

本工事に先立ち、十分安全を検討し、敷地周辺及び解体作業区域とその他の区域を区分するための仮囲い（万能鋼板、H=3.0m）及びゲート、標識等を必要に応じで設置し、工事現場への立入禁止措置を行うこと。

3) 足場等の設置

除去作業、解体作業を開始する前に必要な足場を設置するとともに、労働者の作業場所を考慮してエアラインマスクの接続箇所等、労働者の安全衛生確保のための設備を適切に配置する。

なお、足場及びシート養生は、原則として設備機器等の付着物の除去作業に入る前から解体工事完了までとする。

4) 発生源の湿潤化

請負者は、労働安全衛生規則第 592 条の 4 に定めるところにより、作業場におけるダイオキシン類を含む物の発生源を湿潤な状態としなければならない。

なお、設備内部の付着物除去、洗浄作業による汚染水の流出による土壤汚染を防止するため、浸透防止の土間コンクリート打設又は、防液堤等を設ける。

また、汚染水の収集方法、手順を文面、フローにて事前に本組合に説明を行う。

5) 廃棄物一時保管場所等の確保

解体作業によって生じる解体廃棄物保管容器の一時保管スペースは十分な広さとし、他の作業区域から隔離する。

6) 作業現場周辺設備の準備

作業区域内の空調またはスポットクーラーの設置、作業区域外の休憩施設の設置、作業区域出入り口の圧縮空気によるエアーシャワー等付着物除去設備を配置する。

4 事前調査

1) 解体工事は近隣に与える影響が大きいため、使用機器、工法及び仮設の選定の上からも、周辺の状況を十分に調査して必要な対策を立てる。

2) 近隣建物及び本組合所有財産等の現状調査を行い、事前に写真等にて調査し、移動飛散物等何らかの被害を与えた場合には、本組合に速やかに報告し協議を行い、請負者の負担にて原形復旧を行うこと。また、工事完了後も同様の調査を行い、被害の有無を確認すること。

3) 本施設において PCB 含有廃棄物は確認されていないが、再度、請負業者の責任及び負担において含有が懸念される設備や機器等について全て事前調査を実施すること。事前調査の方法は、型番の確認等により実施することを原則とするが、含有の有無が判断できない場合は、請負業者の負担において分析を行うこと。

5 敷地調査

工事着手にあたり、本組合の立会の上、撤去構造物、埋設構造物、保存構造物及び雨水排水構造物等の確認を行う。また、埋設配管等の既設地下構造物の位置、利用状況等について調査し、その結果を本組合に報告して、撤去または保存の確認、措置方法の承諾を受け、請負者の責任・負担にて行う。

6 仮設建物等

請負者は、現場事務所、仮設トイレ及び手洗いユニット等を設置する場合には、解体撤去工事敷地内であれば、本組合の承諾を受けて設置できるものとし、敷地外の場合は、該当する土地所有者の承諾を受けて請負者の責任、負担にて設置するものとする。

なお、解体撤去工事敷地内の適切な場所に、本組合の承諾を受けて発生廃棄物保管庫、廃材仮置場及び有価物集積所等を設けること。また、汚染のおそれのある廃棄物を保管する場合の発生廃棄物保管庫、廃材仮置場及び有価物集積所等は、水分を含ん

だ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講じるとともに、周囲から雨水が侵入しないための措置を講じること。

7 清掃・跡片付け

工事現場は常に整理、清掃し、竣工前には撤去跡及び周辺の整地・舗装、清掃、跡片付けを行うものとする。なお、既設雨水排水溝を損傷や破損させた場合、本工事で補修すること。

8 粉塵、飛散防止

請負者は、解体時におけるコンクリート及び解体材等の破片や粉塵を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生、仮囲いの設置、散水等の措置を講じなければならない。

9 騒音、振動対策

解体工事対象施設は騒音規制法及び振動規制法の規制区域内であることから佐賀県公害防止条例に定められた基準値及び時間帯の範囲内で工事を行うこととする。

10 建設機械

本工事にて使用する建設機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械及び「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示1536号 最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）」に基づき指定された低騒音・低振動型建設機械を使用すること。

11 危険物解体

請負者は、本工事にて燃料タンク等の近くでガスバーナー等を用いて切断するなど、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じなければならない。

また、請負者は、火薬等を使用して解体する場合には、火薬取締法等に従い、都道府県の担当部署と打合せを行い、あらかじめ近隣住民に連絡するとともに、コンクリート片等の飛散防止のために、適切な養生を施さなければならない。

12 場内焼却

発生材その他は、現場内において絶対に焼却処分してはならない。

13 地下浸透への養生

汚染のおそれのある一時保管場所及び作業場所は、雨水、漏液等により土壌への地下浸透及び飛散防止のための土間を養生し、排水は浄化する。

14 発生廃棄物の処理

工事に伴って発生する各種廃棄物は極力リサイクルすることを基本とし、処理・処分が必要な廃棄物については請負者の責任・負担のもと、関係法令等に基づき処理を行う。

15 公害防止基準値

本工事で発生した集じん設備出口の排出基準は、次の値を遵守すること。

【集じん設備排出口の排出基準値】

粉じん	日平均値 0.1 mg/m ³ 以下 かつ 1 時間値 0.2 mg/m ³ 以下
-----	--

参考：環境省 浮遊粒子状物質に係る環境基準

【ダイオキシン類の排出基準値】

集じん設備排出口の排出基準値	0.6pg-TEQ/m ³ N以下
----------------	------------------------------

参考：環境省 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

【石綿の基準値】

敷地境界	10f/ℓ以下
------	---------

参考：大気汚染防止法施行規則第十六条の二

16 安全衛生特別教育

解体工事作業に従事する者に対して、次の項目について特別の教育を行うと共に、健康診断を実施すること。ただし、工事着手の6ヵ月以内に同様の特別教育を受けた者については、受講経歴を確認できる資料の提示により特別教育の免除を認めることとする。

解体工事着工前に、各責任者及び作業員を集め、元請業者作成の「作業開始前教育用テキスト」等を用い、当工事の性格、近隣状況、作業安全の心構え、施工要領等を十分に説明し、安全に対する教育を行う。また、毎朝の朝礼時に、当日の作業内容の確認及び注意事項について説明を行うこと。

【安全衛生特別教育（ダイオキシン類）】

科 目	範 囲	時 間
ダイオキシン類の有害性	ダイオキシン類の性状	0.5 時間
作業方法及び事故の場合の措置	作業の手順 ダイオキシン類のばく露を低減させるための措置 作業環境改善の方法 洗身及び身体等の清潔の保持の方法 事故時の措置	1.5 時間
作業開始前の設備の点検	ダイオキシン類のばく露を低減させるための設備についての作業開始時の点検	0.5 時間
保護具の使用法	保護具の種類、性能、洗浄方法、使用法及び保守点検の方法	1.0 時間
その他ダイオキシン類のばく露防止に関し必要な事項	法令及び労働安全衛生規則中の関係条項 ダイオキシン類のばく露を防止するための当該業務について必要な事項	0.5 時間

参考）労働安全衛生規則 第 36 条、第 592 条の 7 安全衛生特別教育規程第 21 条

【安全衛生特別教育（石綿）】

科 目	範 囲	時 間
石綿の有害性	石綿の性状、石綿による疾病の病理及び症状	0.5 時間
石綿の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途、事前調査の方法	1.0 時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物または工作物の解体等の作業の方法、湿潤化の方法、作業場所の隔離の方法、その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1.0 時間
保護具の使用法	保護具の種類、性能、使用法及び管理	0.5 時間
前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則中の関係条項、石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1.0 時間

参考）平成 17 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 132 号

17 作業指揮者等の選任

作業指揮者等の選任については、次の有資格者等を対象として複数配置することにより、作業中常時作業現場内で指揮・監督を行うこと。

1) コンクリート造の工作物の解体等作業主任者

請負者は、本工事の実施に際して労働安全衛生法に定めるところにより、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任すること。

2) ダイオキシン類作業指揮者の選任

請負者は、労働安全衛生法に定めるところにより、ダイオキシン類作業指揮者を選任し、作業を指揮させるとともに、作業に従事する労働者の保護具の着用状況及びダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化の確認を行わせること。

3) 石綿作業主任者の選任

請負者は、石綿障害予防規則に定めるところにより、必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、作業に従事する労働者が汚染されないよう作業方法の決定、保護具の使用状況の監視等を行わせること。

第4章 ダイオキシン類のばく露防止対策

第1節 仮設工事

1 仮設構造物設置工事

1) 原則

解体対象プラント設備、解体対象建屋、建屋外部設備の足場組立及びシート養生については、次の事項を遵守すること。

- (1) 付着物除去作業時における洗浄廃水流出による土壤汚染防止対策として土間養生等を実施すること。なお、付着物除去作業の際、土壤汚染の可能性のある場所は、必ず対策を講ずること。
- (2) 除去作業時の保護具については事前調査結果等を基に適正に選定するとともに、汚染物除去作業の実施に当たっては洗浄作業による灰、付着物の飛散、拡散を防ぐために設備の密閉養生を行うこと。

2) 作業場の分離・養生

(1) 密閉養生

- ① 作業場所は、建屋や設備周りをシートによるテント構造等にて分離・密閉養生すること。密閉養生等については、付着物除去作業等に伴うダイオキシン類等の汚染物が飛散しないよう万全を期した構造及び対策を実施すること。
- ② 作業場所の密閉養生の設置期間は付着物の除去作業に入る前から管理区域解除までとする。
- ③ 解体物の搬出や重機が出入りする開口部については、前室を設けて区画内部を負圧にし、開口部分を二重膜構造にするなどして汚染物の流出がないようにすること。
- ④ 建屋以外で密閉養生する場合は、台風等による転倒を防止できる構造等とし、安全であることを構造計算書や他事例を踏まえて事前に本組合に説明すること。

(2) 建屋内部設備機器

ダイオキシン類に汚染されている機械設備は、密閉養生した区域内で付着物除去作業を行うことにより、外部への汚染物の飛散を防止する。

2 土間養生

付着物除去作業などで発生した汚水等については、地下に浸透しないよう必要な措置を講ずること。なお、具体的な仕様については請負者の提案とする。

3 排気処理装置

管理区域内において、ダイオキシン類に汚染された空気及び粉じん等をチャコールフィルター等により適切な処理を行った上で、排出基準に従い、空気中に排出すること。

汚染物の除去作業、解体工事等でダイオキシン類の飛散が想定される作業において換気及び排気を行う場合は、作業を行う区画ごとに排気の処理方法を定め、HEPA フィルター、チャコールフィルター等の排気処理設備による処理を行った上で排出する。

なお、排気処理設備は、除去に支障が生じないように定期的に保守点検すること。

- 1) 換気回数 : 4 回/時以上 (旧労働省労働基準局長昭和 51 年 5 月 22 日通達 (基発 408 号)「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」及びそれに基づく日本石綿処理工業協会「吹き付けアスベスト処理施工マニュアル」による。)
- 2) 集じん装置能力・数量 : 各社にて設定する。
- 3) 排出口の排出基準値 : 前述する公害防止基準値以下とし、記載のない項目については作業環境基準等を踏まえ各社にて設定する。
- 4) 集じん装置フィルター : プレフィルター、HEPA フィルター、チャコールフィルターの三層構造 (排気中の捕集効率 : $0.3 \mu\text{m}$ で捕集効率 99.97%)
- 5) その他換気設備 : スポットクーラー

4 飛散防止対策

汚染物と粉じんの飛散を防止するために、作業場所を隔離養生し、換気設備・負圧集じん器を用いて作業箇所を負圧状態に保つとともに、常時散水することにより飛散源を湿潤化し、汚染物や粉じんの飛散防止を図る。湿潤化等によりばいじん等の飛散を防止する措置を講ずる場合には、湿潤したばいじん等及び湿潤化に使用した水が飛散しないようにすること。負圧状況については、差圧計による測定にて確認する。

5 セキュリティ設備

作業区域外にエアシャワールーム、靴底洗浄機、使用済み洗浄水貯水槽、作業員休憩室、保護具脱着室等で構成するセキュリティ設備を計画する。

また、作業に使用した保護具は汚染されている可能性が高いため、作業区域外の汚染のおそれのない場所に保護具脱着のための、下記に示す仕様を満足する汚染物除去設備を設けて汚染物の拡散を防止するとともに、作業員の安全と健康管理のための休憩室・保護具脱着室等を設ける。

なお、設置位置については、本組合と協議の上、決定すること。

- 1) 形 式 []
- 2) 数 量 [1] 基以上
- 3) 能 力 []
- 4) その他

- (1) 粉塵はエアーシャワー設備の集じん器で除去し、温水シャワー・靴洗浄水・洗面水などの排水は排水処理設備に圧送・処理することにより、排気または排水による周辺の汚染を防止する。

- (2) 汚染物除去設備の設置場所及び更衣場所、休憩室、トイレ、シャワー、その他必要な設備装置を計画するとともに、解体作業計画に図示する。
- (3) 汚染物除去設備に隣接して保護具の脱着室を設け、脱着室の隣には保護具管理室を設ける。汚染物除去設備の入口には、十分に湿らせた足拭きマットを置き、労働者の足部に付着した焼却灰等を除去すること。なお、毎日1回以上、床の清掃を行うこと。
- (4) 更衣場所には洗顔等が可能な流し台を設置し、必要に応じて洗身用のシャワー、作業衣用の洗濯機を設置すること。

6 洗車設備

廃棄物運搬車に廃棄物を積載して場外搬出する際に、車体やタイヤに付着した粉じん等を洗浄するための洗車設備を設けること。

洗車スペースは、使用する運搬車の車種を基に十分な広さを確保するものとし、洗車排水は、仮設にて設置する排水処理装置に移送して処理すること。

設置した洗車設備については、解体作業に従事する車両及び重機の往来がある期間は設置すること。

設置位置については、仮設構造物内に設置することとするが、最終的な設置位置は、本組合と協議の上、決定すること。

第2節 管理区域等の決定

1 解体対象施設の事前調査結果

本組合が実施したダイオキシン類等の事前調査結果を次頁に示す。

1) ダイオキシン類及び重金属類調査

【付着物及び堆積物等事前調査 分析結果一覧】

試料名		試料 分類	分析結果 (ng-TEQ/g)	判 定		
				3ng-TEQ/g未満	3ng-TEQ/g以上 4.5ng-TEQ/g未満	4.5ng-TEQ/g以上
①	熔融炉内(1号炉)	付着物	9.5			○
②	熔融炉内(1号炉)	堆積物	1.4	○		
③	熔融炉内(2号炉)	付着物	0.078	○		
④	熔融炉内(2号炉)	堆積物	0.038	○		
⑤	減温塔(1号炉)	付着物	1.5	○		
⑥	減温塔(1号炉)	堆積物	10			○
⑦	減温塔(2号炉)	付着物	1.3	○		
⑧	減温塔(2号炉)	堆積物	21			○
⑨	ボイラ(共通)	付着物	0	○		
⑩	集塵器下部コンベア(1号炉)	付着物	1.1	○		
⑪	集塵器下部コンベア(1号炉)	堆積物	9.2			○
⑫	集塵器下部コンベア(2号炉)	付着物	0.82	○		
⑬	集塵器(2号炉)	堆積物	0.64	○		
⑭	誘引送風機内(1号炉)	付着物	31			○
⑮	誘引送風機内(2号炉)	付着物	39			○
⑯	煙突下部(共通)	付着物	0	○		
⑰	煙突下部(共通)	堆積物	0.00000051	○		
⑱	飛灰搬送コンベア(1号炉単独A)	堆積物	6.0			○
㉑	飛灰搬送コンベア(1号炉単独B)	堆積物	8.6			○
㉒	飛灰搬送コンベア(1・2号炉混合A)	堆積物	0.23	○		
㉓	飛灰搬送コンベア(1・2号炉混合B)	堆積物	1.0	○		

【重金属類調査 分析結果一覧】

試料名		試料分類	分析結果（単位：mg/l）						
			アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	セレン又はその化合物
①	熔融炉内(1号炉)	付着物	N. D.	0.0005未満	0.30	0.03未満	0.15未満	0.03未満	0.03未満
③	熔融炉内(2号炉)	付着物	N. D.	0.0005未満	0.009未満	0.42	0.15未満	0.03未満	0.03未満
⑤	減温塔(1号炉)	付着物	N. D.	0.0027	0.97	0.40	0.15未満	0.03未満	0.03未満
⑦	減温塔(2号炉)	付着物	N. D.	0.0006	0.62	0.03	0.15未満	0.03未満	0.03未満
⑨	ボイラ(共通)	付着物	N. D.	0.0005未満	0.009未満	0.03未満	0.15未満	0.03未満	0.03未満
⑩	集塵器下部コンベア(1号炉)	付着物	N. D.	0.011	1.7	0.12	0.15未満	0.03未満	0.03未満
⑫	集塵器下部コンベア(2号炉)	付着物	N. D.	0.0005未満	0.25	0.04	0.15未満	0.03未満	0.03未満
⑭	誘引送風機内(1号炉)	付着物	N. D.	1.2	0.009未満	0.32	0.15未満	0.03未満	0.03未満
⑮	誘引送風機内(2号炉)	付着物	N. D.	1.1	0.015	2.4	0.15未満	0.12	0.03未満
⑯	煙突下部(共通)	付着物	N. D.	0.0005未満	0.12	0.03未満	0.15未満	5.2	0.03未満
⑰	飛灰搬送コンベア(1号炉単独A)	堆積物	N. D.	0.0005未満	1.2	0.29	0.15未満	0.03未満	0.03未満
⑱	飛灰搬送コンベア(1号炉単独B)	堆積物	N. D.	0.0005未満	0.88	0.20	0.15未満	0.03未満	0.03未満
㉑	飛灰搬送コンベア(1・2号炉混合A)	堆積物	N. D.	0.0005未満	0.93	0.31	0.15未満	0.03未満	0.03未満
㉒	飛灰搬送コンベア(1・2号炉混合B)	堆積物	N. D.	0.0005未満	0.73	0.14	0.15未満	0.03未満	0.03未満
<基準値>			不検出	0.005以下	0.09以下	0.3以下	1.5以下	0.3以下	0.3以下

2) 作業環境

本組合が実施した作業環境測定の結果を次に示す。測定場所は添付資料を参照のこと。

【作業環境測定結果一覧表】

調査箇所	測定月日 (令和5年)	測定結果 (pg-TEQ/m ³)		判定 (管理区域)
		A測定 (幾何平均値)	B測定	
1 溶融炉室	11月1日	0.10	0.16	第1管理区域
2 飛灰処理室	11月1日	0.050	0.066	第1管理区域
3 地下コンベア室	11月1日	0.037	0.036	第1管理区域
4 積み替え施設	11月1日	0.12	0.15	第1管理区域

2 単位作業場所の区分及び管理区域の設定

請負者は対策要綱を遵守し、解体対象設備の事前調査及び追加調査結果を踏まえた上で、単位作業場所の区分及び解体作業管理区域を決定し、適切な解体方法で工事を行うこと。

管理区域の設定は、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」に基づき、原則としてダイオキシン類事前調査及び追加調査の結果により決定すること。

なお、解体時管理区域の設定は第1管理区域を原則とするが、付着物を除去するまでは原則として当初設定した管理区域作業とし、付着物除去作業後の作業環境調査により、最終的に管理区域を設定するものとする。

【管理区域の設定（様式例）】

単位作業場所	除去時の管理区域	設備解体時の管理区域

3 保護具選定に係る管理区域の設定

1) 作業に必要な保護具は、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」に基づき、管理区域に合わせた適正な保護具を使用すること。

【保護具の選定（様式例）】

対象とする作業区域	作業区分	管理区域	保護具レベル
養生区域内設備部分	除去作業		
	設備解体作業		
その他	—	—	

- 2) ダイオキシン類のサンプリング及び汚染除去作業等においては、ダイオキシン類に関する厚生労働省の通達に適合する前面形面体のプレッシャデマンド形エアラインマスク（JIS T 8153）、保護衣（JIS T 8115）、保護手袋（JIS T 8116）、保護長靴（JIS T 8117）及び保護帽、安全帯等を装着の上、作業現場に入ること。
- 3) 本組合や監理者が工事中に管理区域に立ち入る際に使用する保護具についても準備すること。

第3節 ダイオキシン類汚染付着物除去作業

1 ダイオキシン類汚染付着物除去作業

付着物除去作業の前に、請負者は、労働安全衛生規則第592条の3に基づき、廃棄物焼却施設設備の内部に付着残存するダイオキシン類を含むばいじん等を除去したうえで適正に処理すること。

当該付着物除去作業の際には、適切な措置を講じ、付着物除去結果の確認のため、付着物除去前後の写真撮影を入念に行い、その結果を提出すること。対象設備以外についても可能な限り洗浄を行うこと。

なお、付着物除去作業方法は、請負者が独自に選定・決定すべき事項とするが、一般的な工法は概ね次のとおりとする。

- 1) ごみピット汚水貯留槽、受水槽、各種ピット等の残留汚水
ポンプで汲み上げ、高圧水洗浄する。
- 2) 大型装置内堆積物・付着物（焼却炉、ガス冷却室、空気予熱器、集じん器等）
設備内部の目視により高圧水洗浄により除去する。
- 3) その他小型や分解しないと除去できない装置内部付着物（煙道、灰出コンベヤ等）
分解可能な範囲まで分解し、高圧水手洗浄により除去する。
- 4) 煙突内部付着物
煙突上部より有人または遠隔操作による無人高圧洗浄等により除去する。
- 5) 建物内部付着物（投入室上屋内、ごみピット等）
高圧洗浄車を使用してローリングタワーや架設足場より建物内壁を人力により洗浄する。
- 6) 付着物除去の確認
付着物除去作業の終了後に作業指揮者は必ず除去の確認を行い、汚染物除去記録報告書を監督員に提出し、原則として立会検査を受ける。

2 汚水の地下浸透の防止

本工事で水を使用する作業において、ダイオキシン類等で汚染された水が地下に浸透しないよう、当該作業を行う場所の底面の状況及び工程を考慮し不浸透性材料等で覆う又は床面のクラックを止水パテで処理するなどの必要な措置を講ずるものとする。

3 汚染物の保管と搬出方法

本工事で発生する汚泥、灰等の回収容器はドラム缶密閉容器等の漏れのない容器を使用し、場外搬出するまで保管場所にて保管すること。

なお、本工事で発生する汚泥、灰等については全て請負者の責任及び負担において適正に処理・処分すること。

1) 回収容器

- (1) 汚泥、灰、汚水等はドラム缶もしくは吸引車のタンクとする。
- (2) 耐火レンガ等はフレキシブルコンテナバックとする。

2) 保管場所

- (1) 保管場所は密閉養生とし、管理区域に隣接させて設けること。
- (2) 保管場所の土間は防火シート+コンクリート+防液堤の仕様とする。

3) 搬出方法

- (1) 汚染物のうち、ドラム缶等密閉容器に入れた汚泥や灰、フレキシブルコンテナバックに入れた耐火レンガについては、トラックに積載後シートで覆い搬出するなど、輸送中の飛散防止に十分配慮する。
- (2) 吸引車のタンク内で保管していた汚染物は、そのまま吸引車で搬出する。
- (3) 汚染物を積載した車両は、必ず場内に設けた洗車設備にて洗車した後に場外へ出ること。

4 付着物除去後の確認方法

付着物除去工事の終了後に作業指揮者または作業主任者は必ず除去の確認を行い、汚染物除去記録報告書を本組合に提出する。また、必要に応じて付着物除去の確認のためのダイオキシン類濃度の測定を行う。管理区域内の設備解体撤去後に、空気中のダイオキシン類濃度の測定を行い、その結果が大気中の環境基準値未満の場合に、労働基準監督署に報告した上で管理区域を解除することができる。なお、付着物除去の確認は以下を基本とする。

- 1) 付着物除去前表面の確認（目視、要写真記録）
- 2) 付着物除去後表面の確認（目視、要写真記録）
- 3) ドリル等による付着物除去後表面の部分はつり
- 4) はつり後の内部と付着物除去後表面の比較（要写真記録）
- 5) 付着物除去記録の作成（確認年月日、対象設備及び箇所、付着物除去確認状況の評価及び確認箇所の写真、付着物除去対象設備の図面等）
- 6) 統括安全衛生責任者等による確認
- 7) 公定法によるダイオキシン類の分析（必要箇所）
- 8) 除去前・除去後の動画撮影（除去対象設備全て）
 - (1) 動画撮影は、デジカメ又はビデオカメラなどで撮影するものとし、撮影した動

画は必要に応じて簡易な編集を行うこと。

(2) 除去中の状況については、作業環境が悪いことが想定されるため写真撮影を基本とするが、可能であれば動画撮影を行うこと。

(3) 撮影時間はそれぞれ1分程度とするが、煙突は全長を連続撮影すること。

なお、多孔質材料（煉瓦、ライニング材等）の付着物除去には限界があることから、上記の確認結果等により付着物除去が困難であると判断された場合には、対象物全体をダイオキシン類が付着した廃棄物として取り扱うこと。

5 保護具の選定

保護具は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱第3.1.(6)」に従い選定するものとするが、サンプリングはレベル3の保護具で実施すること。保護具・保護衣等を着用する場合は、顔面、首筋、手首、足首等が露出しないように注意し、他の作業員が是非を点検すること。また、呼吸保護具、保護衣等は作業中に外さないようにすること。

6 水処理計画

現在貯留している水及び汚染物除去作業等でダイオキシン類に汚染された廃水は、放流先の関係法令で定められた排水基準を満たすことのできる処理設備もしくは民間処理場等で、請負者の責任と負担において処理すること。

なお、これらの廃水を循環利用する場合は、下記のとおり、ダイオキシン類及び重金属類が排水基準（水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定める公用水域への排水基準）を満足するよう適切な水処理を行うこととし、処理設備は土間コンクリート及び防液堤を施工した内部に設置すること。あわせて、本設備については、管理区域解除までの間は設置しておくこと。

1) 廃水・汚泥処理方式

(1) 廃水を凝集沈殿処理または濃縮処理して処理水と汚泥に分離し、処理水はろ過や活性炭処理を施した後、再利用する。

(2) 回収した汚泥及び廃水は場外搬出にて適正に処分すること。

2) 計画水量

処理設備は、1日当たりに発生する汚染水を8時間以内（工事作業時間内（作業員等が常駐している時間帯に限る））に処理できる能力で計画すること。

3) 処分方法

(1) 付着物除去作業終了時に最終的に残った洗浄廃水は、原則として排水の水質分析後、民間の処理施設にて適正に処理すること。

(2) 汚泥はダイオキシン類及び重金属含有量等の分析を行って性状等を確認した後、関係法令に従い処理・処分すること。

第5章 石綿のばく露防止対策

第1節 仮設工事

1 作業場の分離・養生（吹付石綿の除去に適用）

吹付け石綿の除去方法は下記を基本とする。ただし、大気汚染防止法施行規則別表第七第一の項下欄注書の「同等以上の効果を有する措置」を適用する場合は、本組合及び関係機関と協議のうえ決定するものとする。なお、「同等以上の効果を有する措置」を適用する場合は、その安全性を確認するため、適切な隔離養生を行ったうえで、必ず試験施工を実施すること。

1) 隔離等の措置

- (1) 出入口及び集じん・排気装置の排気口を除き密閉することにより、他の作業場所からの隔離を行い、石綿等の粉じんの外部への漏えいを防止すること。密閉するに当たっては、床面は厚さ 0.1mm 以上のプラスチックシートで二重に貼り、壁面は厚さ 0.08mm 以上のプラスチックシートで貼り、折り返し面(留め代)として、30～45cm 程度を確保すること。
- (2) 吹き付けられた石綿等の除去等の作業を開始する前に、隔離が適切になされ漏れがないことを、隔離空間の内部の吹き付けられた石綿等の除去等を行う全ての対象部分並びに床面及び壁面に貼った全てのプラスチックシートについて目視及びスモークテスターで確認すること。
- (3) 解体物の搬出や重機が出入りする開口部については、前室を設けて区画内部を負圧にし、開口部分を二重膜構造にするなどして汚染物の流出がないようにすること。

2) 排気処理装置

- (1) 隔離空間にはろ過集じん方式の集じん・排気装置を設置し、吹き付けられた石綿等の除去等の作業に伴い発生した石綿等の粉じんを捕集するとともに、隔離空間の内部及び前室の負圧化を行うこと。
- (2) 集じん・排気装置は、内部にフィルタ（1次フィルタ、2次フィルタ及びHEPAフィルタ）を組み込んだものとするとともに、隔離空間の内部の容積の空気を1時間に4回以上排気する能力を有するものとする。
- (3) 集じん・排気装置は、隔離空間の構造を考慮し、効率よく内部の空気を排気できるよう可能な限り前室と対角線上の位置に設置すること。また、内部の空間を複数に隔てる壁等がある場合等には、吸引ダクトを活用して十分に排気がなされるようにすること。

3) セキュリティ設備

- (1) セキュリティ設備については、エアシャワー及び更衣室を併設すること。併設に当たっては、労働者が隔離空間から退室するときに、前室、エアシャワー及び

更衣室をこれらの順に通過するように互いに接続させること。また、前室からの出入口には覆いをつけること。

(2) 洗眼及びうがいのできる洗面設備並びに洗濯のための設備を作業場内に設けること。

第2節 材料レベルに応じた隔離措置

1 事前調査結果

本組合が実施した石綿の含有分析結果を次に示す。採取箇所は添付資料を参照のこと。また、含有が懸念される建材等、管理棟及び車庫棟・スラグ保管庫・飛灰積替倉庫等の分析結果等については添付資料を参照のこと。

【石綿定性調査 結果一覧表（処理棟・管理棟（渡り廊下））】

採取 No.	棟	階	場所	部位	建材名	分析結果	建材 レベル
#1	処理棟・管理棟（渡り廊下）	1～4・ 渡り廊下	床	床	ビニル床シート	含有	3
#2		1～4	床	床	ビニル床シート （ノンスリップ）	非含有	—
#3		1～4	巾木	巾木	ソフト巾木	含有	3
#4		1～4	浴室 2階以上トイレ	床	磁器タイル （アスファルト防水）	含有	3
#5		外、4	車路スロープ 3階復水器置場	床	コンクリート床 （アスファルト防水）	含有	3
#6		2	2F プラット ホーム周辺	床	コンクリート床 （アスファルト防水）	含有	3
#7		炉室、1	乾燥設備 排ガス設備 余熱利用設備 灰処理設備 受入設備	保温材	保温材 （ロックウール）	非含有	—
#8		2	脱硝設備	保温材	保温材 （ロックウール）	非含有	—
#		外	外壁	壁	RC+吹付タイル	含有	3
#10		外	外壁	壁	ALC+吹付タイル	非含有	—
#11		外	外壁	壁	シーリング材	非含有	—
#12		—	前室	壁	シーリング材	非含有	—
#13		1	トイレ	床	磁器タイル （防水モルタル）	非含有	—
#14		—	前室	壁	RC+吹付タイル	含有	3
#15		—	前室	壁	ALC+吹付タイル	非含有	—
#16		—	壁	壁	PB+吹付タイル	非含有	—
#17		外	屋上	—	防水シート	非含有	—
#18		—	湯沸室等	壁	スレートボード・平板	含有	3

2 追加調査の実施

請負者は、工事開始前に既存資料や現地調査等による解体対象施設の石綿含有調査を「建築物石綿含有建材調査者」により実施し、本組合が実施した石綿調査対象建材以外にも石綿の使用が疑わしいと思われる箇所が認められた場合は、本組合と協議のうえ追加調査を実施するか、石綿含有建材が使用されているものとして取り扱うこと。（本組合調査実施時に含有が疑われた建材等は添付資料を参照のこと。）

なお、追加調査の結果及び解体工事中にアスベスト使用箇所が新たに判明した場合は、本組合と協議のうえ、原則、請負者の責任で撤去するものとするが、経費については事前調査及び分析費用等は請負者の負担とし、撤去費用は変更対象として協議する。

3 その他

配管、ダクト、点検口及び部材の接続部に使用しているガスケット類については石綿を含むものとして手作業により分離し飛散防止を行い処分すること。

4 隔離措置の設定

請負者は事前調査結果及び追加調査の結果を踏まえた上で、使用されている石綿の材料レベルに応じた隔離措置の設定を行うこと。

【隔離措置の設定】

作業場所	隔離措置		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3

5 呼吸用保護具等の選定

- 1) 石綿等の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に基づき、隔離措置に応じて適正な保護具を使用すること。
- 2) 本組合が工事中に管理区域に立ち入る際に使用する保護具についても準備すること。

第3節 石綿除去作業

請負者は、本工事にあたっては「石綿障害予防規則」に従って必要な調査を請負者の責任・負担にて行うこと。石綿を撤去する場合には、適切な処理方法を選定、作業計画を作成し、関連諸法令等を遵守して必要な届出を行うとともに選別保管しなければならない。また、本工事により発生した石綿を含有する廃棄物については、関連諸法令等を

遵守して請負者の責任・負担にて処理しなければならない。

1 非飛散性石綿の撤去

- 1) ここでいう、非飛散性石綿は、後述の飛散性石綿等を除く石綿含有物をいう。
- 2) 撤去作業に先立ち、解体現場の周辺には、粉じん等の飛散防止養生及び散水設備を設けること。
- 3) 非飛散性石綿の撤去は、原則として手作業により解体撤去すること。やむを得ず機械等によって撤去する場合は、散水等によって非飛散性石綿からの石綿の飛散防止措置を講じること。
- 4) 現場内において、撤去後の非飛散性石綿の切断等は最小限とし、解体物の破砕にあたるような作業は実施しないこと。

2 飛散性石綿の撤去

- 1) ここでいう、飛散性石綿とは、吹き付け石綿及び石綿が飛散するおそれのある保温材等をいう。

2) 作業方法等

- (1) 除去作業前には、作業場を隔離し、作業場出入口に前室を設け、除去工事で用いる集塵設備等により負圧化を行うこと。

① 作業場の隔離

- ・隔離に用いるシートの厚さは壁面：0.08 mm以上、床面：0.15 mm以上とする。
- ・前室はシートの使用等により、石綿の漏洩を防ぐ構造とすること。
- ・作業を開始する前に作業場所が負圧に保たれていることを点検すること。

② 集塵、排気装置の設置

- ・除去工事に用いる集じん・排気装置により、作業場の負圧を保つこと。
- ・排気装置は、取り入れた空気が作業場内を均一に流れ、排気されるような位置に設置すること。
- ・除去作業を開始した後、速やかに集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏洩の有無を点検すること。

③ 標識の掲示

- ・公衆の見やすい場所に作業の実施期間、作業内容、責任者の氏名、連絡場所等を示した標識を掲示すること。

- (2) 除去作業は、エアスプレー機械または石綿を飛散させない機械・器具を用いて石綿を薬剤等により湿潤化した上で作業を行い、石綿を飛散させないように除去を行うこと。なお、外壁塗装等の吹き付け石綿の除去に際しては、下地調整材も確実に除去すること。

① 湿潤化

- ・薬液は、石綿の飛散を防止でき、かつ、人体に対する毒性が小さいものとする。

② 除去作業

- ・石綿撤去前・中・後の写真撮影を行うこと。
- ・湿潤化による発塵抑制効果を確認後、ケレン棒等で石綿吹き付け材をかきおとし、状況に応じて再度薬液等を吹き付けた後、ワイヤーブラシ等を用いて付着している石綿を取り除くこと。
- ・目視により、除去が十分に行われたことを確認後、除去面に粉じん飛散防止剤を散布すること。
- ・除去した石綿は、飛散しないよう、梱包等の措置を施すこと。
- ・統括安全責任者による確認の後、監督員立会のもと、除去の最終確認を行うこと。

(3) 除去後、作業に用いた工具・足場等の清掃を行い搬出すること。また、隔離に用いたシートに飛散防止剤を散布し、一定時間集塵設備を稼働させ、作業環境が良好になっていることを確認後、隔離に用いたシートを撤去すること。

3 除去物の保管と搬出方法

建築物等から除去した石綿等については、その後の運搬、貯蔵等の際に、石綿粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器又は確実な包装を行い、見やすい箇所に石綿等が入っていることとその取扱い上の注意事項を表示すること。また、その保管場所は一定の場所を定めておくこと。

4 除去完了の確認方法

除去工事の終了後に作業指揮者または作業主任者は石綿等の取残しがないことを確認し、除去記録報告書を本組合に提出すること。

5 ダイオキシシン類付着物除去との複合作業

原則として、吹き付け石綿はダイオキシシン類除去作業前、又は、石綿が飛散するおそれのある保温材等はダイオキシシン類除去作業後に撤去するものとするが、ダイオキシシン類除去作業の施工上、やむを得ない場合は、監督員との協議による。

第7章 解体撤去工事計画

第1節 解体撤去工事計画

本工事は、関係法令を遵守し工事の施工に伴う災害防止及び環境保全に努めること。

第2節 仮設工

解体工事に伴う粉じんの拡散を防止するため、ダイオキシン類及び石綿のばく露防止対策で設置した密閉養生等は、解体撤去時においても養生を残した状態で工事を進めていくものとする。

また、煙突部については、上部から解体撤去を行うため、仮設部を段階的に撤去し、工事を進めていくものとする。

なお、機械設備の解体に重機を使用する場合は、必要に応じて躯体の補強を行うこと。

第3節 解体方法

請負者は、①作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度測定結果、②解体対象設備の汚染物のサンプリング調査結果、③付着物除去記録等を用いて、解体方法の決定を行う。（第1～3管理区域）なお、その選定は協議により決定するが、解体の基本的な考え方は次のとおりとする。

- 1 管理区域内施設の各種設備は、付着物の除去を確認した後に解体を行う。第3管理区域内作業は、原則としてダイオキシン類濃度測定結果等を確認して、第1管理区域に変更した後、付着物除去対象設備の解体作業を開始する。また、石綿についても基準値以下が確認された時点で解体作業を開始すること。
- 2 汚染されていない設備は現地で極力分解する。
- 3 管理区域内設備の解体は、火気を使用しない解体方法を基本とする。
- 4 管理区域を含む建物は、内部設備解体後に内部洗浄を行い、管理区域を解除する。（付着物除去後においても設備機器と建屋の同時解体は行わない。）

また、付着物除去作業同様、解体方法は請負者が独自に選定・決定すべき事項とするが、主要な解体工法は概ね次のとおりとする。

1) 溶融炉、排ガス処理設備、ごみ投入ホップ・シュート、煙道

油圧破碎機、鉄骨カッター、ニブラー等で、耐火レンガは大型ブレーカー等で解体する。

2) 煙 突

煙突上部外筒は人力で破碎またはワイヤソーで輪切りにし、煙突下部は油圧破碎機付バックホウで解体する。

3) 建 物

ジャイアントブレーカーや鉄骨カッター付バックホウ等で解体する。

4) その他非汚染物

重機及びガス溶断等で解体する。

第4節 解体撤去工事

1 建築物（内部）解体

天井・間仕切・コンパネ及び壁・床材等内装材の撤去・剥ぎ取り、分別作業は大型重機（消音装置付低騒音型）の使用前に行い、ダンプ積み込み時に再度念入りを行う。

なお、作業は人力及びバックホウ等にて慎重かつ丁寧に撤去すること。

2 建築物（上屋）解体

解体作業は、油圧破碎機等の消音装置付低騒音の重機を用い、騒音・振動には充分留意する。

また、落下防止のため上部より下部へ順次行い、ごみ、埃等の飛散を防止するため散水を充分行い、近隣への迷惑がかからないように留意する。

3 建築物（地下部）解体

建築基礎、水槽及びごみピット躯体構造物（基礎杭除く）等は、基礎周りをバックホウ等にて掘削し、全断面確認後（段階的に確認を要する工法を用いる場合は組合と協議の上、決定する。）、取壊し撤去し、良質な発生土及び購入土（埋戻しに用いる土については、事前に汚染されていないことが確認できる資料を添付の上、組合の承諾を得ること。）にて埋め戻すこと。なお、各種ピットの撤去に際しては、矢板を用いて掘削範囲を極力小さくするよう計画すること。

また、給排水管等の地中埋設配管類のうち今後も必要と考えられるもの（本組合と協議の上、決定する。）については専門指定業者により必要な措置を的確に行い、それ以外は念入りに一本ずつ掘削し全て安全かつ完全に撤去し、それぞれ種類別に分別し適正な長さに切断後、適切に処理・処分を行うこと。

なお、地下部に残置する設備（基礎杭も含む、煙突も同様）については現地測量等によりその位置を明確（座標等）にし、平面図等に表示する等、成果品として納品すること。

4 煙突解体

1) 煙突の解体に際しては、煙突上部まで枠組足場を組み、養生シート（防災シートなど）等で安全対策を講じ、特に上部解体時にはコンクリート片の飛散による周辺建物及び通行車両、人への影響を起ささないよう、十分な対策を講じる。

2) 煙突の地下部分はすべての構造物を撤去する。

5 設備解体撤去工事

重機解体作業に先立ち、機械、配管、ダクト、電気盤及び配線等の調査は事前に充分行い、不要となるものはすべて撤去し、それぞれ種類別に分別後、適切な処理・処分を行う。なお、本組合の指示するものはこの限りではない。

1) 電気設備・空調設備

- (1) 機器・配管・配線は手作業で撤去を行い種類別に集積する。
- (2) ケーブルラック・プルボックス・分電盤及び制御盤等は、それぞれ種類別に分別して処理・処分する。

2) 給排水設備

- (1) 鋼管・鋳鉄管等の配管は地中部の残存がないように全て撤去を行い、適当な長さに切断して処理・処分する。
- (2) 屋内消火栓箱等は建物から取り外し、まとめた上で適切な処理・処分を行う。
- (3) 便器及び洗面化粧台等は事前に取り外し、適切に処理・処分を行う。
- (4) 保温材は手作業にて綺麗に剥いだ上で、材質毎にまとめて適切な処理・処分を行う。

3) プラント設備

- (1) プラント設備解体にあたっては、機器間を接続しているダクト及びコンベヤ等を切断・撤去するとともに、切断後は端面をシート等により確実に密閉する。なお、切断作業においては切断箇所の部分養生を行う。
- (2) 小型の機器類は手作業にて解体し、大型の機器類については大型破砕機等により解体する。
- (3) 鉄類及び鋼管、鋳鉄管、塩ビ管類を適切な長さに切断後、廃プラ系、スクラップ系に分別し、適切な処理・処分を行う。
- (4) 溶融炉本体の解体に際しては、特に最善な注意を払い、炉内レンガ等の分別を行うこと。
- (5) 解体作業中は散水等により湿潤状態を保つとともに、出来る限りリモコンによる無人解体を導入し、作業員のダイオキシン類被爆低減に努める。

6 障害物撤去

本工事に支障のある電気、通信、水道、下水道、ガス及びプラント設備等の配管や配線の処理については、本組合及び関係機関と協議の上、諸手続きを完了後、搬入道路部等において必要な処置を施すとともに不要な箇所は解体撤去する。

7 建物内清掃

- 1) 施設内（管理棟及びスラグヤード棟除く。）の全ての保管類等（廃油含む）については、全て処理・処分する。
- 2) 建物内の機器類を全て屋外に搬出後、建物内を床、壁、天井のみの状態にし、建

屋内の洗浄を行う。

8 その他

- 1) 屋外埋設管は確認の後、不用管は撤去すること。
- 2) 照明器具等の撤去は、PCBの有無を確認すること。
- 3) 消火器は全て撤去し、適切にリサイクル処分すること。(消火器の設置位置等の詳細は、添付資料を参照のこと。)

第5節 解体工事の見直し

請負者は、汚染水や集じん設備出口の排出基準が公害防止基準値を超え、ダイオキシン類等により生活環境の被害が生じるおそれがある時は、本工事の工程を見直すとともに、当該被害を回避するために必要な措置を講じること。

第 8 章 測定・分析計画

第 1 節 分析の精度管理

本調査に係るダイオキシン類濃度の測定、分析は MLAP 認定を有している機関において実施すること。また、重金属類、石綿及び PCB の分析についても、国が定めた精度管理指針等に基づき適切に精度管理が行われている機関において実施すること。

第 2 節 ダイオキシン類

1 追加調査

本組合が実施した付着物・堆積物の事前調査において 3000pg-TEQ/g 以上のダイオキシン類が検出された設備について、ダイオキシン類の追加調査を実施し、その結果を本組合へ報告する。

また、本組合が事前調査していない箇所についても必要と判断される場合は、請負者の負担にて追加調査を実施すること。

2 付着物調査

本組合が実施した付着物・堆積物の事前調査結果を踏まえ、必要に応じて除染後、サンプリングを行いダイオキシン類の含有について調査し、その結果を本組合へ報告する。なお、採取箇所が付着物除去作業において、完全に除去され測定対象が存在しない場合には、別途協議するものとする。

3 作業環境測定

付着物除去作業が行われる作業場について、密閉養生後、作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示 46 号）に準じた方法により、空気中のダイオキシン類濃度の測定及び総粉じんの濃度の測定を単位作業場所ごとに 1 箇所以上行い、その結果を本組合へ報告する。

【作業環境測定】

調査	採取箇所	調査項目	調査時期
作業環境測定	各除去作業場	・ダイオキシン類 ・総粉じん量	除去中、除去後

※除去後の調査は、除去作業終了後と除去対象設備解体後に分け、それぞれ実施すること。

4 周辺環境

解体作業による周辺環境への影響を監視するために、敷地境界大気中及び集じん機排出口におけるダイオキシン類濃度及び総粉じん量、土壌中のダイオキシン類濃度、下流側調整池貯留水のダイオキシン類濃度を測定し、その結果を本組合へ報告する。

【周辺環境測定】

調査	採取箇所	調査項目	調査時期
大気質調査	敷地境界 4 箇所	・ダイオキシン類 ・総粉じん	解体作業前 解体工事中
集じん機排出口	管理区域毎に設置 された集じん機 排出口付近	・ダイオキシン類 ・総粉じん	除去中
土壌調査	標準土	・ダイオキシン類	除去前
	敷地境界 4 箇所※ ¹	・ダイオキシン類	工事完了後
水質調査	下流側調整池	・ダイオキシン類 ・その他※ ²	解体作業前 除去中 工事完了後

※¹ 標準土を 4 分割にしたものを設置する。

※² 地下水調査の項目 SS、pH、EC、イオン組成（ナトリウム（Na⁺）、カリウム（K⁺）、カルシウム（Ca²⁺）、マグネシウム（Mg²⁺）、塩素（Cl⁻）、硫酸（SO₄²⁻）、炭酸（HCO₃⁻）、硝酸（NO₃⁻）、亜硝酸（NO₂⁻）の 9 項目

5 血中濃度

解体工事に従事する作業員のうち、付着物除去作業を行う作業員、付着物を扱う作業員及び除去対象機器解体作業員については該当する作業の開始前に作業員全員の血液中のダイオキシン類濃度測定を行い、その結果を本組合へ報告する。なお、本調査結果は 30 年間保存する。

【血中濃度測定】

調査	採取箇所	調査項目	調査時期
血中濃度	除去作業等に係る 作業員	・ダイオキシン類	除去前 工事完了後

6 廃棄物調査

煙突、各種ピット及び排水処理水槽等のコンクリート、耐火材、堆積物、洗浄廃水及び汚泥等、付着物除去作業に伴い発生した汚染のおそれのある廃棄物についてサンプリングを行い、ダイオキシン類及び重金属類について分析し、その結果を本組合に報告する。

【廃棄物調査】

調査	採取箇所	調査項目	調査時期
廃棄物調査	汚染廃棄物	・ダイオキシン類 ・重金属類	廃棄物処分前

7 差圧測定

隔離区域及びセキュリティ設備内において負圧が保たれていることを確認すること。

【差圧測定】

調査	採取箇所	調査項目	調査時期
差圧測定	各隔離区域及びセキュリティ設備内	差圧	除染前、除染中

第3節 石 綿

1 追加調査

工事開始にあたって、建築物石綿含有建材調査者等専門家による既存資料等を参考に解体対象施設の石綿含有調査を行い、本組合が実施した石綿調査対象建材以外にも石綿の使用が疑わしいと思われる箇所が認められた場合は、追加調査を実施するか、石綿含有建材が使用されているものとして取り扱うこと。

2 周辺環境及び隔離区域内調査

石綿除去作業及び解体工事による周辺環境及び隔離区域内（設置した場合のみ）の石綿粉じん濃度を測定し、その結果を本組合へ報告する。測定時期及び測定方法は下表を基本とするが、隔離区域解除の解体工事中にも調査を実施すること。

【周辺環境及び隔離区域内の石綿粉じん濃度測定】

表 9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定				
測定時期	測定名称	測定場所	測定点 (各施行箇所ごと)	備考
処理作業前	測定 1	処理作業室内	各 2 点又は 3 点	注 1
	測定 2	調査対象室外部の付近	計 2 点	大気
処理作業中	測定 3	処理作業室内	各 2 点又は 3 点	注 1
	測定 4	負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速 1m/sec 以下の位置各 2 点	
	測定 5	処理作業室外	4 方向 1 点（敷地境界）	
処理作業後 (シート養生中)	測定 6	処理作業室内	各 2 点	
処理作業後 シート撤去後 1 週間以降	測定 7	処理作業室内	各 2 点又は 3 点	注 1
	測定 8	調査対象室外部の付近	計 2 点	大気

注 1 各施行箇所ごとの室面積が 50 m² 以下までは 2 点、300 m² 以下までは 3 点とする。300 m² を超えるものは、監督職員と協議する。

表 9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法			
名称 項目	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25 mm		47 mm
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトニートリアセチン法又はシュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野		
計数アスベスト	直径 3 μm 未満、長さ 5 μm 以上、長さ と直径比 3 : 1 以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

【引用】平成 16 年版公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

3 差圧測定（必要に応じて）

飛散性石綿の撤去にあたっては隔離区域及びセキュリティ設備内において負圧が保たれていることを確認すること。

【差圧測定】

調査	採取箇所	調査項目	調査時期
差圧測定	各隔離区域及びセキュリティ設備内	差圧	除染前、除染中

第4節 その他

1 気象調査

汚染物飛散状況確認の基礎資料とするために工事着手時から解体工事完了までの風向・風速の連続測定調査を工事範囲内1地点で実施するとともに、データの記録及び集計を行うこと。

2 敷地境界での騒音・振動測定

工事期間中（解体完了まで）の騒音・振動を敷地境界（1箇所以上）で測定し、データを保持でき、本組合に提出できるシステムとする。なお、測定結果は定例会議等で報告すること。

【測定・分析項目一覧】

調査項目	除去前	除去中	除去後 (解体前)	解体工事中	工事完了後
ダイオキシン類等					
追加調査	●				
付着物調査			※4		
作業環境測定		●	● (※1)		
大気質調査			● (※2)	●	
集じん機排出口調査		●			
土壌調査	●				●
調整池貯留水調査	●		●		●
血中濃度調査	●				●
廃棄物調査			● (※3)	● (※3)	● (※3)
差圧測定	●	●			
石綿（隔離しない場合、大気質以外は必要に応じて実施）					
隔離区域内調査	●	●	●		
大気質調査	●	●	●	●	●
集じん機排出口調査		●			
差圧測定	●	●			
PCB 調査					
機器類	●				
その他					
気象調査	●	●	●	●	●
騒音・振動	●	●	●	●	●

※1 除去後の調査は、除去作業終了後と除去対象設備解体後に分け、それぞれ実施すること。

※2 管理区域解除後の解体作業実施前に実施すること。

※3 付着物除去作業により発生した廃棄物の調査はそれらの処分前に適宜実施すること。

※4 付着物調査については各社提案すること。

第9章 産業廃棄物等の処理・処分計画

第1節 発生廃棄物等の処理・処分計画

1 発生廃棄物等の処理、処分の手順

請負者は、本工事に伴って発生する解体廃棄物、汚染物及び工事による産業廃棄物等の処理・処分については、発生廃棄物等の汚染の有無の確認を行い、必要に応じて請負者の責任・負担にて汚染状況分析確認を行い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下、「廃棄物処理法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱（平成10年12月建設事務次官通達）」、「建設廃棄物処理指針（平成11年厚生省）」等に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物及びリサイクル再生処理品毎に、廃棄物の種類に応じて分別、運搬、処理及び処分する。

なお、産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法の規定に従い、運搬については廃棄物処理法第14条の1項の許可を得た産業廃棄物収集運搬業者に、処分については廃棄物処理法第14条の4項の許可を得た産業廃棄物処分業者に適正に委託しなければならない。

また、県外の管理型最終処分場で処分を行う場合、当該県の県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱等を遵守し、必要な措置を講じなければならない。なお、これらに係る費用は、全て請負者の責任・負担にて行うこと。

発生材の処分については、着工前に以下の書類を本組合に提出しなければならない。

- 1) 埋立処分場の場所、位置図、現況写真添付
- 2) 埋立許可書の写し
- 3) 契約書の写し
- 4) 埋立容量と残余容量

2 再資源化計画の作成

発生廃棄物等の処理・処分については、廃棄物処理計画書及び再資源利用促進計画書等を事前に作成し、本組合の承諾を得るものとする。

1) 施工計画書への再資源化計画の記載

請負者は、工事着手にあたって、以下の事項を記載した再資源化計画を作成し、施工計画書に含めて本組合に提出する。

なお、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第10条の内容と適合すること。

2) 施工計画書の添付書類

請負者は、施工計画書に以下の関係書類のうち、必要となるものを添付する。

(1) 廃棄物処理計画書

- (2) 再資源利用促進計画書
- (3) 発生廃棄物等保管、搬出、処分計画書
- (4) 撤去廃材有価物等の搬出計画書
- (5) 収集運搬・処理業者の許可証の写し（中間処理後に最終処分又は工場等での再資源化を行なう場合は、中間処理後の収集運搬業者、最終処分業者及び工場等の施設の許可証の写しも含める）
- (6) 廃棄物処理委託契約書の写し
- (7) 運搬ルート図
- (8) 使用するマニフェストの様式

第2節 発生廃棄物等の処理、処分方法

工事で発生する廃棄物を処理・処分する場合は、特に定められた石綿類、残灰及びばいじん等のダイオキシン類を含むと思われるもの等の処理・処分は特別管理廃棄物の基準等に従って処理するものとし、処理業者の資格、処分の方法、処分の量及び処分先等を明らかにし、委託契約内容書類を本組合に提出するものとする。

なお、解体発生量の見込み違いによる工事費の増額は認めない。

- 1 残灰、ばいじん及び汚泥等については、原則として密閉容器にて保管し、運搬中に飛散しないよう場外搬出し、ダイオキシン類等の処理に必要な許可を持つ中間処理業者にて処理し、管理型処分場にて処分する。
- 2 耐火材及びコンクリート等については、必要に応じてダイオキシン類及び重金属類の分析検査（公的機関にて、請負者の責任・負担にて行う。）を行い、分析結果が基準を満足していることを確認後、運搬中に飛散しないよう場外搬出し、受入基準に適合した最終処分場にて適正に処分する。なお、洗浄用研掃材及び汚水・汚泥も同様とする。
- 3 アスファルト、コンクリートガラ等の処分または再生を委託するときは、その処分または再生場所の所在地及びその処分または再生の方法、処理能力を報告しなければならない。ただし、コンクリートガラであっても汚染濃度が高く、汚染物除去が困難であると判断される場合には、ダイオキシン類に汚染された廃棄物として処分する。なお、コンクリートガラ等は場内の埋め戻しには一切使用せず、場外処分とする。
- 4 炉内及びコンベヤ内の残渣、受水槽、各種ピット及びコンベヤ内の残汚水、廃油及び汚物等は、すべて請負者の責任・負担において適切に処分する。
- 5 薬品タンク等の残留薬品等については、すべて請負者の責任・負担において適切に処分する。
- 6 内装材及び木屑等は、チップ化等を行うなど再資源化されるよう、中間処理業者にて処分する。
- 7 請負者が実施する事前調査において、コンデンサー及びトランス等の機器に封入された低濃度 PCB が確認された場合は、本組合と収集・運搬・処分について協議し決定することとする。なお、確認された場合の保管場所は低濃度 PCB 廃棄物の保管が可能

なスラグ保管棟を想定しているが、請負業者が選定し本組合の承諾を得ること。

- 8 洗浄後のダイオキシン類汚染水は、場外搬出後、ダイオキシン類濃度が排水基準（10pg-TEQ/l）以下を満たすことが出来る民間施設で処理または、焼却処分とする。
- 9 スクラップの有価物については、請負者の責任において処分し、その売却益は本工事請負額に含むものとし、売却金及び数量等を本組合に報告しなければならない。なお、本事業が交付金事業であることに留意して計画・管理すること。
- 10 発生廃棄物等の分別作業はサンプリングのダイオキシン類分析結果等を参考に行い、各汚染状況に応じて関係法令等に基づき処理または処分されるまでの間、作業の妨げにならない場所、かつ粉じん飛散防止措置等を施し、周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう、分別した種類毎に適切に一時保管しなければならない。
- 11 解体材等の運搬に当たっては、解体材等が飛散又は流出しないよう、適切な構造の運搬車両等を使用し、必ず荷台にシート等で全て覆うなどの飛散防止措置を行うとともに、工事車両の搬出入時には、タイヤ等に付着した泥等を水で洗い落とし、道路を汚さないように注意を払う。さらに、必要と思われる箇所には交通整理員を適正に配置し安全に留意する。また、運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打ち合わせを行い、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、運搬時の道路交通状況を把握し、安全な運搬の措置を講じなければならない。なお、運搬途中において積み替えを行う場合、本組合及び関係者と打ち合わせを行い、環境保全に十分留意しなければならない。
- 12 本工事では廃石綿等の特別管理産業廃棄物が発生するため、特別管理産業廃棄物管理責任者を配置したうえで適正に管理し、処理すること。

第3節 その他

撤去に際して発生した上記以外の解体材については、その種類に応じて原則として廃棄物処理法に定める安定型処分場、管理型処分場又は遮断型処分場において、本組合の指示に従い処分しなければならない。

なお、安定型最終処分場において埋立処分を行う場合には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、または付着するおそれのないように必要な措置を講ずるようにする。

- 1 解体したごみ焼却施設内の廃材は、ダイオキシン類を十分に除去した後に処理すること。なお、除去後は本組合に報告し、その後の処理対策の指示を受けること。
- 2 解体撤去に伴い発生したコンクリートガラ等は、現地にてコンクリートと鉄筋に分け処分場に搬入可能な 30cm 以下に小割し、飛散防止処置を行なった上、場外搬出をおこなう。
- 3 運搬及び処分は、許可業者による建設系廃棄物マニフェストにて管理すること。
- 4 廃材搬出時及び受入場所等の写真を撮影し、本組合へ提出すること。
- 5 発生材運搬時の運搬ルートへ粉じん等が飛散しないよう、請負者の責任において対策を講じて運搬すること。
- 6 プラント機器類については、実際に受け入れる中間処理業者のリストを作成し、本

組合に報告すること。

7 マニフェスト等の提示

1) マニフェストの提示

請負者は、「廃棄物処理法」に基づき、産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬・処理を行なう。マニフェストのうち、請負者（排出事業者）が保管するものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも本組合に提示、閲覧できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興本組合から通知された結果を排出事業者（請負者）がプリントアウトしたものの写しを提示する。

2) 集計表の提示

請負者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、本組合に提示する。

3) リサイクル伝票の提示

請負者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度や個別指定制度等を再利用する建設泥土など）については、「リサイクル伝票」（写しでも良い）を本組合に提示する。

その様式は、請負者、運搬業者、または再資源化業者が定めるものなどによる。

8 建設廃棄物の取扱い

本工事により発生した建設廃棄物は、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年 5 月 31 日公布）に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により工事現場外への搬出の抑制に努める。

また、搬出する場合は再資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進に努める。

搬出先は、請負者が「建設副産物情報交換システム」等を利用し、又、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認して適切な再資源化施設等を選定する。

搬出に先立って、搬出先、再資源化の方法等をリサイクル計画として取りまとめ、施工計画書に含めて提出し、本組合の承諾を受ける。

9 埋立処分基準

産業廃棄物の埋立処分基準は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条、特別管理産業廃棄物の埋立処分基準は同施行令第 6 条の五により、種々の産業廃棄物ごとに個別基準が規定されており、この基準によることとする。

第 10 章 その他工事

第 1 節 その他工事

1 アスファルト撤去及び整地

既存アスファルト等については指示する箇所以外は全て撤去し、撤去後に発生する裸地の部分については、良質土等にて整地することとする。

整地にあたっては、雨水等が速やかに場外へ排水できるよう勾配を設けるとともに、発生良質土や購入土もしくは再生クラッシャーランにより十分締固めながら埋戻すこと。ただし、表層 20 cm は良質土にて埋戻し十分締固めを行うこと。

なお、工事着工前に整地工事等の計画書等を作成し本組合と協議を実施し承諾を得るとともに材料についてはダイオキシン類及び有害物質等が含有していないこと・溶出ししないことを証明する書類を添付した材料承諾を本組合に提出し承諾を得ること。また、必要に応じて「佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく協議、手続等を実施すること。

2 雨水集排水設備

敷地内の雨水集排水については、添付資料に示す側溝を残置する。また、撤去する柵に接続している埋設配管についても、柵撤去後、流入口を塞ぐ等の措置を講じて残置することとする。（埋設管撤去も可とするが、その場合は接続している柵に土砂等が流入しないよう撤去後の接続部を塞ぐこと。）

ただし、本工事にて汚損、損傷や破損させた場合、新たに設置した方が敷地内の雨水集排水を速やかに行える場合及び場外（町道等）へ直接流出する可能性があるかと判断される場合は本組合と協議し、請負者の責任と負担において雨水集排水設備を新たに設置すること。

3 管理棟開口部の塞ぎ

管理棟は残置するため渡り廊下撤去時に発生する管理棟開口部を本工事にて塞ぐこと。なお、材料や施工方法等については、受注者の提案によるものとする。

4 測量調査

上記に示す工事完了後、敷地全体（本工事撤去対象外施設等も含む）の平板測量、縦横断測量及び用地測量（境界を復元するために必要な測量一式）を実施すること。

（仮 B M については近隣の設置位置を参考として提示する。添付資料を参照のこと。）
なお、測量範囲や縦横断位置等については、本組合と協議の上、承諾を得ること。

第 2 節 その他特記事項

1 タンク等の解体撤去

本施設に設置されている各タンクは清掃済であるが、解体前に請負者にて再度確認を行うこと。また、残油等が確認された場合は、請負者の責任及び負担にて抜き取り、

内部を十分洗浄するなど火災等の災害を絶対発生させないように解体すること。また、機器冷却水槽及びボイラー循環水槽についても全て撤去し、ダイオキシン類及び有害物質等が含有していない・溶出しない材料にて埋め戻すこと（機器冷却水槽及びボイラー循環水槽位置は添付資料を参照のこと。）。

2 残灰・残留水等の処理

設備内についても清掃済であるが、解体前に請負者にて再度確認を行うこと。また、残灰等が確認された場合は、性状に適合した処理・処分を請負者の責任及び負担にて行うこと。

なお、残量等については、現地にて事前に確認すること。

3 記録（書類）の保管

本工事で該当する法規要綱等により保管が定められている記録（書類）については、写しを本組合に提出するとともに、原本は請負者の責任において以下に示す定められた期間まで確実に保管すること。

- 1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト） : 5年間保管
- 2) 汚染物中ダイオキシン類含有率測定結果 : 30年間保管
- 3) 廃棄物調査結果及び血中濃度調査結果 : 30年間保管
- 4) その他保管が定められている記録（書類）: 定められた期間保管

4 地元業者（組合構成市町）の活用

請負者は、下請業者を選定することに際し可能な限り地元業者（組合構成市町）を選定し、下請業者に対し指導、助言、援助を行い適切な施工に努めるものとする。なお、地元業者を選定しなかった場合は、その理由を説明する報告書等の提出を求める場合がある。